

## 令和6年第3回美幌町議会定例会会議録

令和6年3月 5日 開会  
令和6年3月21日 閉会

令和6年3月5日 第1号



## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 発議第 1 号 美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第 5 質問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 質問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 6 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算（第 14 号）について
- 日程第 8 議案第 7 号 令和 5 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和 5 年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 10 議案第 9 号 令和 5 年度美幌町水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 11 議案第 10 号 令和 5 年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 12 議案第 11 号 令和 5 年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 5 年度美幌町病院事業会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 14 議案第 13 号 美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議案第 14 号 美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 15 号 美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 16 号 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 17 号 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 18 号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 20 議案第 19 号 美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 21 議案第 20 号 美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 22 議案第 21 号 美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 23 議案第 22 号 美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第24 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第25 議案第24号 美幌町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第26 議案第25号 美幌町網走川中央地区畠地かんがい用水施設条例の制定について
- 日程第27 議案第26号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第27号 指定管理者の指定について（美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート）
- 日程第29 議案第28号 指定管理者の指定について（美幌町B & G 海洋センター）
- 日程第30 議案第29号 令和6年度美幌町一般会計予算について
- 日程第31 議案第30号 令和6年度美幌町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第31号 令和6年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第33 議案第32号 令和6年度美幌町介護保険特別会計予算について
- 日程第34 議案第33号 令和6年度美幌町水道事業会計予算について
- 日程第35 議案第34号 令和6年度美幌町公共下水道事業会計予算について
- 日程第36 議案第35号 令和6年度美幌町個別排水処理事業会計予算について
- 日程第37 議案第36号 令和6年度美幌町病院事業会計予算について  
 (令和6年度町政執行方針)  
 (令和6年度教育行政執行方針)
- 日程第38 一般質問 1番 木村利昭君  
 8番 藤原公一君

#### ○出席議員

1番 木村利昭君	副議長	2番 馬場博美君
3番 横山清美君		4番 高橋秀明君
5番 宮崎奈津江君		6番 上杉晃央君
7番 稲垣淳一君		8番 藤原公一君
9番 伊藤伸司君		10番 吉住博幸君
11番 大江道男君		12番 松浦和浩君
13番 大原昇君	議長	14番 戸澤義典君

#### ○欠席議員

なし

#### ○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教 育 委 員 会 長	矢萩浩君
農業委員会 会 長	千葉正美君	選挙管理委員会 委 員 会 長	早田眞二君

監査委員 西村与志博君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	那 須 清 君
町民生活部長	関 弘 法 君	福 祉 部 長	河 遠 二 君
経済部長	後 藤 秀 人 君	建 設 部 長	國 横 駿 君
病院事務長	但 馬 憲 司 君	事 務 連 絡 室 長	聖 山 二 君
会計管理者	田 中 三 智 雄 君	総 務 課 長	齊 藤 司 君
危機対策課長	多 田 敏 明 君	政 策 課 長	沖 寿 和 君
地方創生担当主幹	竹 下 護 君	財 務 課 長	吉 田 善 一 君
デジタル推進主幹	佐 久 間 大 樹 君	戸籍保険課長 選挙管理委員会事務局長	佐 々 木 齊 君
町民活動課長	松 尾 ま ゆ み 君	社会福祉課長	水 上 修 君
税務課長	大 内 直 樹 君	保健福祉課長	立 花 行 君
児童支援主幹	橋 本 勝 君	耕地林務主幹	伊 藤 寿 君
農林政策課長	午 来 博 君	商工観光課長	鶴 田 雅 君
農業委員会事務局長	森 口 尚 博 君	建 築 主 幹	宮 田 規 君
農業振興主幹	廣 田 吉 輝 君	環 境 管 理 課 長	影 山 和 君
建設課長	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 課 長	山 俊 幸 君
建築技術主幹	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	藤 田 思 君
上下水道課長	遠 藤 明 君	学 校 教 育 課 長	中 尾 亘 君
地域医療連携課長	片 平 英 樹 君	社会教育課長	浅 野 司 君
教育部長	弓 山 俊 男 君	博 物 館 課 長	鬼 丸 幸 君
学校給食課長	小 室 保 男 君	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君
スポーツ振興課長			
監査委員事務局長			

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 室 保 男 君	次 事 長	小 室 秀 隆 君
庶 務 係 長	小 村 田 剛 君	議 事 係	小 金 子 未 准 君

午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和6年第3回美幌町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の氏名

○議長（戸澤義典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番横山清美さん、4番高橋秀明さんを指名します。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月27日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和6年第3回美幌町議会定例会の開会に当たり、去る2月27日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本日、5日、第1日目は、初めに町長から行政報告を受けます。その後、発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを審議します。

続いて、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第12号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてまでを審議します。

令和5年度関連議案の審議後に、令和6年度関連議案であります議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから、議案第36号令和6年度美幌町病院事業会計予算についてまでの24件を一括上

程した後、町長から町政執行方針、教育長から教育行政執行方針を受けます。

その後、一般質問に入りますが、通告順に、木村利昭さん、藤原公一さんの2名を予定しています。

2日目、6日は、前日に引き続き一般質問を行い、馬場博美さん、大原昇さん、松浦和浩さん、横山清美さん、大江道男さんの5名を予定しています。

3日目、7日は、前日に引き続き一般質問を行い、稻垣淳一さん、私、上杉晃央、高橋秀明さん、伊藤伸司さん、宮崎奈津江さん、吉住博幸さんの6名を予定しています。

4日目、8日は、令和6年度関連議案の説明を受けます。

5日目、9日土曜日及び6日目、10日曜日は、休日休会となります。

7日目、11日及び8日目、12日は、本会議を休憩し、各議員が議案の疑問点整理を行います。

9日目、13日及び10日目、14日は、各議員が議案の疑問点を整理し、資料を要求したものに対して関係部局が資料を作成するため、議決休会とします。

11日目、15日は、令和6年度関連議案の質疑を行います。

12日目、16日土曜日及び13日目、17日日曜日は、休日休会となります。

14日目、18日から15日目、19日は、11日目、15日に引き続き、令和6年度関連議案の質疑を行います。

16日目、20日祝日、春分の日は、休日休会となります。

17日目、21日は、15日目、19日に引き続き、令和6年度関連議案の質疑を行います。質疑終了後、本会議を休憩し、会派等による審議を行います。その後、本会議を再開し、令和6年度関連議案の表決を行った後、報告案件などを予定しています。

次に、本定例会において、団体から陳情

及び意見書の提出を求める要請を4件受理していますので、その取扱いについて報告いたします。

美幌町農民同盟からの将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正等に関する意見書提出を求める陳情について意見書を作成し、国等の関係機関へ提出することにいたします。

なお、靖国神社国営化阻止道民連絡会議からの日本国憲法の尊重・擁護に関する要請、北海道を明るくする会からの政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情、農民運動北海道連合会からの食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書提出の陳情については、資料配付の措置といたします。

以上のとおり審議を進めることとし、会期を本日3月5日から3月21日までの17日間としますが、議案審議の進行状況によっては日程を順次繰り上げることなど調整することもありますので、御承知おき願います。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な定例会であり、会期17日間の長丁場となりますが、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本定例会の会期を本日から3月21日までの17日間とし、疑問点整理及び資料作成に要する日程を確保するため、3月13日及び14日の2日間を休会とすることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議会運営委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、会期は本日から3月21日

までの17日間とし、3月13日及び14日の2日間を休会とすることに決定しました。

### ◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

なお、早田選挙管理委員会委員長、千葉農業委員会会長、所用のため明日以降、西村監査委員、所用のため3月11日、12日及び15日を欠席の旨、それぞれ届出がありました。

また、本定例会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（戸澤義典君） 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平野浩司君） [登壇] 本日ここに、令和6年第3回美幌町議会定例会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、第1に御寄贈についてであります。

去る令和5年11月14日、東京都八王子市にお住まいの前川貴行様から、動物写真パネル304点（9,164万3,800円相当）を、令和5年11月18日、札幌市豊平区にお住まいの岸本匠様から、芸術文化の振興に役立てていただきたいと、油彩絵画3点（450万円相当）を御寄贈いただきましたところであります。

御厚志をありがたくお受けし、御趣旨に沿って活用してまいりたいと存じます。

第2に、2023ケンブリッジ公式訪問団の派遣結果についてであります。

昨年11月20日から26日までの日程で、私を含め公式訪問団として8名が、本町の友好姉妹都市でありますニュージーランドワイパ地区ケンブリッジを訪問してまいりました。

今回の訪問は、一昨年、友好姉妹都市協定締結25周年を迎えるに当たり、ケンブリッジから招待を受け、訪問団を派遣したものであります。コロナ禍で1年訪問が遅れましたが、共に協定締結25周年を祝い、友好関係のさらなる発展を確認することができました。

訪問中は、美幌高校から留学生を派遣しているケンブリッジ高校を視察し、関係者の皆さんと意見交換をする中で、子供たちにとって留学という経験がいかに有意義であるかを再確認したところであります。

また、ケンブリッジ市街やワイパ都市庁舎、議事堂などを視察したほか、世界でも屈指の自然保護地区であるマンガタウタリでは、ニュージーランドの自然保護に対する徹底した取組を学び、歓迎レセプションと公式晩さん会では、小学校高学年によるニュージーランドの先住民族マオリの伝統的な踊りであるハカを披露していただき、訪問団としても日本文化やアイヌ文化を紹介するなど文化交流の貴重な機会となりました。

今回の訪問により、スザン・オレガンワイパ地区市長、ジョー・デイビス・コリー地域委員会議長をはじめ議員の皆様、ホストファミリーや交流に関わっている皆様と交流を深めたことに加え、ニュージーランド姉妹都市協会ともつながりを持つことができたことは、本町の国際交流にとって大きなメリットになると感じております。さらに、公式晩さん会の挨拶の中で、市長に、来年、美幌町にお越しいただきたいとお伝えしたところです。

今回、訪問団に若いメンバーを加えたことで、両町の友好関係を将来につなげる意味でも意義のある訪問がありました。町と町のつながりに加え、広がりを見せた個と個のつながりにより、新たな展開に発展することを期待しつつ、町としましても美幌の未来を担う子供たちが留学することによって、多感な時期だからこそ得られる貴重な経験の機会を広げるべく、高校生留学事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

今後におきましても、ケンブリッジとの末永い交流に努めてまいりたいという思いを新たに帰町した次第であります。

次に、御提案いたします議案等について御説明を申し上げます。

まず、令和5年度に関わる案件といたしましては、人事案件について。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、加藤幸恵氏が本年6月30日をもって任期満了となることから、引き続き加藤幸恵氏を推薦いたしたく御意見を賜りたいであります。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員のうち、欠員となっている1名について、新たに小西守氏を推薦いたしたく御意見を賜りたいであります。

令和5年度各会計補正予算について。

（1）一般会計の主な内容としては、物価高騰対策に係る住民税均等割のみ課税世

帶への給付金として5,591万4,000円を、同じく、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯に対する加算給付金として1,875万8,000円の増額をはじめ、事務事業の確定に伴う整理、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の変更などを行おうとするものであります。

(2) 特別会計及び企業会計の主な内容としては、国民健康保険特別会計については、直営診療施設繰出金の増額などを、介護保険特別会計については、介護保険法改正対応システム改修委託料の増額などを、水道事業会計については、水道施設等耐震化事業送水管等の確定に伴う建設改良費の減額などを、公共下水道事業会計については、下水終末処理場整備事業等の確定に伴う建設改良費の減額などを、個別排水処理事業会計については、個別浄化槽設置工事費の確定に伴う減額などを、病院事業会計については、検査薬等購入数量の増及び価格高騰に伴う薬品費の増額のほか、事務事業の確定に伴う予算の整理をそれぞれ行おうとするものであります。

次に、令和6年度に係る案件としましては、条例の制定について。

議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和5年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

また、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を新たに支給する改正を行うとともに、勤勉手当の支給に伴い美幌町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号美幌町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、全国的な物価上昇に伴い、宿泊料金や

車賃等が上昇していることから、職員等の旅費に係る支給額を実勢に合わせて改定するとともに、宿泊料については、新たに祝休前日の料金加算を設ける改正を行おうとするものであります。

議案第15号美幌町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、子ども医療費助成の対象年齢を、現在の15歳に到達した年度から18歳に到達した年度まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し、医療費無償化の対象範囲を拡大するための改正を行おうとするものであります。

議案第16号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、保育施設の職員の配置基準の改正を行おうとするものであります。

議案第17号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、特定教育・保育施設の運営規程の概要等の重要事項について、書面だけでなくインターネットを利用して広く公衆の閲覧に供するとともに、こども家庭庁が設立し一部の事務が所管替えとなったことから、所管大臣を変更するなどの改正を行おうとするものであります。

議案第18号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料などの改定を行おうとするものであります。

議案第19号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制

定について、議案第20号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について及び議案第22号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については、介護保険法の改正に伴い、国の基準省令がそれぞれ改正されたことから、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第23号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方自治法の一部改正により、公金事務の私人への委託に関する制度が見直されたことに伴い、病院事業、水道事業、公共下水道事業、個別排水処理事業の設置等に関する条例についての引用する条項の整備を行う条例を制定しようとするものであります。

議案第24号美幌町犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者に対する理解を深め、共に支え合い安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与し、本町における犯罪被害者の支援を推進していくため新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第25号美幌町網走川中央地区畠地かんがい用水施設条例の制定については、土地改良事業で整備した畠地かんがい用水施設について、施設管理を適正に運営するための取扱い等について、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第26号生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、水道法による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び水道給水条例の整備を行う条例を制定しようとするものであります。

議案第27号美幌町あさひ体育センター及び美幌町テニスコート及び議案第28号美幌町B&G海洋センターについては、令和6年3月31日に指定期間が満了することから、引き続き、特定非営利活動法人美幌町スポーツ協会を指定管理者に指定しようとするものであります。

なお、令和6年度各会計予算につきましては、後ほど、令和6年度町政執行方針において総括的に御説明の上、各議案につきまして、逐次、御説明を申し上げますので、慎重なる御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告と提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（戸澤義典君） ここで、行政報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 発議第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第4 発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君）〔登壇〕 議案書4ページをお開き願います。

発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、提案理由の説明をいたします。

今回の規則改正は、発言の要求について改正をするものであります。

発言の要求については「会議において発言しようとする者は、起立して議長と呼

び、自己の議席番号を告げ」と規定されておりますが、挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げている実態に即して、第51条第1項中の「起立」を「挙手」に、第2項中の「2人以上起立」を「2人以上挙手を」に、「先起立者」を「先挙手者」にそれぞれ改めるものであります。

施行日は、公布の日からであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号美幌町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 諒問第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案9ページをお開きいただきたいと思います。

諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員加藤幸恵氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名、加藤幸恵氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、諒問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、諒問のとおりに適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は適任と答申することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 諒問第2号

○議長（戸澤義典君） 日程第6 諒問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案の10ページをお開きいただきたいと思います。

諒問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第3条の規定による人権擁護委員のうち、欠員となっている1名について、次の者を候補者として推薦いたしたく、同法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

氏名、小西守氏。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を

行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は適任と答申することに決定しました。

#### ◎日程第7 議案第6号

○議長（戸澤義典君） 日程第7 議案第6号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第14号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書11ページになります。

議案第6号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第14号）について御説明申し上げます。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、物価高騰対策に係る住民税非課税及び住民税均等割のみ課税世帯への給付金等の追加をはじめ、事務事業の確定に伴う予算の整理などを行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,058万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億5,612万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

繰越明許費。

第2条、繰越明許費は、第2表、繰越明許費により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正により御説明いたします。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費から御説明いたしますので、議案書16ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

2款総務費、2項総務管理費、事業名、公用車購入事業につきましては、自動車業界における半導体をはじめとした部品供給不足に伴い、年度内に納車を見込める状況にないことから予算を翌年度へ繰り越すものであります。設定する金額は629万1,000円であります。

なお、8月中には納車できるとの見込みであります。

10款教育費、2項小学校費、美幌小学校施設等整備事業から一番下の3項中学校費、北中学校施設等整備事業までにつきましては、各小中学校におけるエアコン整備に係る事業でありますが、年度内に完了できる見込みにないことから、予算を翌年度へ繰り越すものであります。設定する金額は、それぞれ記載の金額であります。

なお、完了予定は9月末を予定しておりますが、7月末には稼働ができるよう進めてまいります。

次に、債務負担行為の変更について御説明いたしますので、議案書17ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正になります。

1段目の戸籍情報システム借上料、2段目の公営住宅整備事業（旭団地）、以上につきましては、いずれも入札結果に基づき事業費が確定したことから、限度額を補正後の額へ変更いたします。

次に、地方債の変更について御説明いたしますので、議案書18ページを御覧ください。

第4表、地方債補正になります。

1段目の水道施設等耐震化事業から5段目の緊急自然災害防止対策事業まで及び7番目の公共土木施設災害復旧事業から一番下の北中学校のエアコン整備事業まで以上の11件は、いずれも事業費の確定に伴う予算の整理で、それぞれ補正後の欄に記載のとおり、限度額を変更いたします。

6段目の農地災害復旧事業につきましては、7月13日発生の大雨に伴い、農地災害復旧に係る財源として国庫補助の補助残に対する農地災害復旧事業債の借入れを予定していましたが、激甚災害指定により補助率が増嵩となり、起債借入れが不要となったことから減額するものであります。

なお、令和5年度の地方債の総額は、原案の補正後の欄に記載のとおり、8億9,610万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたしますので、30、31ページをお開きください。

3、歳出になります。

増額補正を中心に御説明をさせていただきます。

1款議会費、2款総務費ですが、このページは全て執行残の整理になります。

次に、32、33ページになります。

5目企画費、1、政策推進事業費の減、562万5,000円の減額は、空き家対策や移住促進などの事業費確定に伴う予算の整理を行うものです。

中段の積立金20万4,000円は、12月10日、松緑神道大和山美幌支部様から、スポーツ振興のために役立ててほしいと30万円の御寄附がございましたので、ふるさとづくり基金へ積立てをするほか、預金利率の減等による既存予算の整理となります。

9目財政調整等基金費、1、財政調整等基金積立金の減、積立金164万9,000円

の減額につきましては、12月7日、株式会社住まいのマエカワ様から、学校教育のために役立ててほしいと5万円の御寄附がございましたので、財政調整基金へ積立てをするほか、預金利率の減等による既存予算の整理による減額となります。

次に、34、35ページにつきましては、執行残の整理となります。

36、37ページになります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、次のページを御覧ください。

上段の7、給付金・定額減税一体支援枠給付事業7,467万2,000円は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し給付するもので、事業費の全額が国庫補助金により措置されます。

この給付金は、大きく分けて三つの事業となっております。

まず、一つ目が住民税非課税世帯に対する臨時特別子ども加算給付金給付事業で、物価高騰の家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を追加支給していましたが、18歳以下の児童がいる世帯に対して、子ども加算として児童1人当たり5万円を支給するものであります。

支給対象者としては、令和5年12月1日において同一世帯にいる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童となります。本町における対象人員を300人と見込み、給付金事務費と合わせて1,554万円を計上しております。

二つ目は、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業で、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円を支給するものです。

支給対象者としては、令和5年12月1日において美幌町に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者

で構成される世帯または均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯で、本町における対象世帯数を 550 世帯と見込み、給付金事務費と合わせて 5,591 万 4,000 円を計上しております。

三つ目は、住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別子ども加算給付金給付事業で、令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯の対象世帯のうち、18 歳以下の児童を扶養している世帯に、子ども加算として児童 1 人当たり 5 万円を支給するものです。

支給対象者としては、令和 5 年 1 月 1 日において、美幌町に住民登録があり、世帯全員が令和 5 年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または、均等割のみ課税者と非課税均等割非課税者で構成される世帯のうち 18 歳以下の児童を扶養している世帯で、本町における対象人員を 60 人と見込み、給付金事務費と合わせて 321 万 8,000 円を計上しております。

次に、40、41 ページになります。

5 目障害福祉費、中段の業務等委託料、障がい者福祉システム改修業務委託料 27 万 5,000 円は、令和 6 年 4 月からの障害福祉サービス報酬改定に伴うプログラム改修委託料の追加になります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、下段の補助金、認定こども園性被害防止用設備設置補助金 7 万 5,000 円は、令和 5 年度保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金を活用し、防止用カメラ及び附属設備を設置した藤幼稚園に対し、補助するものであります。

下段の 4 項衛生費、1 項保健衛生費は、次のページを御覧ください。

2 目予防費、2、予防接種事業費の減、3,303 万 3,000 円の減額は、主に新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の確定に伴う予算の整理です。

中段の償還金利子及び割引料 44 万 7,000 円は、令和 4 年度感染症予防対策事業に係る国庫負担金国庫補助金の額の確

定に伴う返還金になります。

3、母子保健事業費の増、償還金利子及び割引料 136 万円は、令和 4 年度母子保健衛生費国庫補助金の額の確定に伴う返還金になります。

44、45 ページになります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、6 目農地費に道営土地改良事業費の増、負担金、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業負担金 1 万 8,000 円は、大空地区の道営土地改良事業に参加する美幌町在住者の自治体間負担による増額になります。

2 項林業費、1 目林業総務費は、次のページを御覧ください。

2、林業推進事業費の増のうち、積立金 833 万 7,000 円は、森林整備協定に基づく寄附が 5 件ございましたので、未来への森林づくり基金へ積立てをいたします。

寄附の内訳として、1 件目は、社会医療法人恵和会様から 99 万 5,234 円を、2 件目は、生活協同組合コープさっぽろ様から 19 万 239 円を、3 件目は、一般社団法人さっぽろ北海道 MICE 振興協会様から 38 万 8,551 円を、4 件目は、一般社団法人 more trees 様から 592 万 7,000 円を、5 件目は、日本甜菜製糖株式会社美幌製糖所様から 84 万 3,000 円を、寄附の総額は、5 件の合計で 834 万 4,024 円であります。

次に、48、49 ページになります。

8 款土木費ですが、このページは、執行残の整理となります。

50、51 ページになります。

このページにつきましても、事業費の確定による予算の整理となります。

52、53 ページになります。

教育費ですが、このページは、全て執行残の整理となります。

54、55 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費、積立金 128 万 7,000 円は、東陽及び旭小学校の学校林の売払い実績に基づき、その 7 割

を学校施設整備基金へ積み立てるものであります。

下段の3項中学校費、1目学校管理費は、次のページを御覧ください。

積立金119万2,000円は、美幌中学校の学校林の売払い実績に基づき、その7割を学校施設整備基金へ積み立てるものであります。

58、59ページになります。

5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の消耗品費3万円は、12月25日、昭野に在住の岡田かおる様から、図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと御寄附がございましたので、図書を購入するための費用を予算計上いたします。

下段の5項保健体育費、1目保健体育総務費は、次のページを御覧ください。

3、未来のアスリート応援事業費の増、補助金の1行目、全国・全道競技大会選手派遣費補助金83万2,000円は、全国・全道大会参加見込数の増による追加となります。

62、63ページになります。

14款災害復旧費ですが、このページは、全て執行残の整理になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、22、23ページにお戻り願います。

2、歳入になります。

中段の16款国庫支出金につきましては、主に、新型コロナウイルスワクチン接種対策のほか、事業費の確定に伴う予算の整理になります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増7,477万7,000円は、歳出で御説明いたしましたエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための住民税非課税及び均等割のみ課税世帯に対する給付を実施するための交付金で、事業費の全額が国庫補助金により措置されます。

7目教育費国庫補助金、2節小学校費補

助金352万5,000円と、3節中学校費補助金280万2,000円は、各小中学校のエアコン設置に係る学校施設環境改善交付金内定による増額であります。

24、25ページになります。

17款道支出金につきましては、事業費等の確定に伴う予算の整理になります。

18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入につきましては、次のページになります。

2節立木売払収入、学校林売払代354万2,000円は、東陽小学校、旭小学校及び美幌中学校の学校林売払い実績に基づく増額であります。

19款、1項寄附金、1目一般寄附金、企業版ふるさと納税の増110万円は、1月24日、ホクレン農業協同組合連合会様から100万円を、2月14日、サンポウ物流様から10万円の御寄附があったものです。

3目農林水産業費、寄附金834万4,000円は、森林整備協定に基づく御寄附5件になります。

内訳につきましては、歳出で御説明したとおりでございます。

4目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金5万円は、12月7日、株式会社住まいのマエカワ様から、学校教育のために役立ててほしいと御寄附があったものです。

2節社会教育費寄附金3万円は、12月25日、昭野に在住の岡田かおる様から、図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと御寄附があったものです。

3節保健体育費寄附金30万円は、12月10日、松緑神道大和山美幌支部様からスポーツ振興のために役立ててほしいと寄附があったものです。

5目衛生費寄附金、1節保健衛生費寄附金10万円は、1月13日、美幌ロータリークラブ様から、道路沿い花壇の花の育苗に役立ててほしいと御寄附があったものです。

20款繰入金、1項、1目、1節財政調整基金繰入金8,257万3,000円の減は、今回の補正予算に係る財源調整といたしまして、基金の繰戻しを行うものであります。

その他の基金繰入金につきましては、事業費の確定に伴い、それぞれ予定しておりました基金からの繰入れを減額するものであります。

なお、参考資料の2ページ、資料1に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

下段の22款諸収入、5項、5目雑入、1節雑入の2行目、物品等売扱の増13万2,000円は、スノーポール、グレーチング、公園遊具等の鉄くずの売扱い代です。

5行目、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業負担金16万円は、美幌地区の道営土地改良事業に参加している大空町在住者の自治体間負担による増額です。

23款町債につきましては、第4表、地方債補正により御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第6号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第14号）につきまして御説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） まず、議案書の41ページであります。

障がい者福祉システム改修業務委託料27万5,000円について、どのように変更というか、改修になったのか、まず、御説明願いたいと思います。

57ページ、学校林の売扱い、積立金の部分なのですが、7割を積み立てたとありましたが、残りの3割はどのように使われているのか、どこの業者に売扱いされたのか、この2点をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。  
○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁申し上げます。

こちらの障がい者福祉システム改修業務委託料についてでございますけれども、こちらは毎月のサービス報酬でありますけれども、障がい者や障がい児が使った各種サービスに対しまして、事業者が審査支払機関、国保連合会などを通して市町村等から報酬を受け取るために使っている既存のシステムがございます。

来年度、令和6年度に報酬が改定されることから、こちらのプログラムを改修するための委託料の増額補正となります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 学校教育課長。  
○学校教育課長（中尾亘君） 御答弁いたします。

まず、残りの3割につきましては、事業名でいきますと、小学校、中学校それぞれ学校教育の教材整備事業の消耗品等に充当しているのが現状でございます。

残りの御質問の売扱いの業者でございますが、町内の業者にいずれも売扱いという形になっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） それでは、私から47ページで2か所、森林整備担い手対策推進事業負担金が41万2,000円減額になっております。さらに、観光費の美幌峠再発見実行委員会負担金が60万円減額になっておりますが、当初予算に対して実績が両方ともどうなっているのかということで、その内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。  
○耕地林務主幹（伊藤寿君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

森林整備担い手対策推進事業負担金につきましては、予算時は 67 人で計上しておりますが、実績につきましては 49 人となっております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 67 人から 49 人に減ったということで、当初予算のときの数値を覚えていないのですけれども、1 人当たりに幾ら出すことになっていたのか、その辺の金額を教えてください。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） この事業につきましては、北海道造林協会でやっている事業でありますと、道、町、事業体と働いている方がそれぞれ掛金を払って、就労日数に応じて年末に支払うことになっております。単価につきましては 260 円、上限は 250 日ですが、就労日数 140 日以上という条件があり、それぞれの就労日数に応じて支払われることになりますので、個人ごとの支払われた金額までは把握しておりません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） そうすると、実績として、就労日数が当初の予算より下回って減額になったという理解でよろしいですか。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 人数に関しましては、予算時に協会から示されまして、途中、退職があったと思われるのですけれども、結果的に 49 人となったところでございます。

○議長（戸澤義典君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君） 美幌峠再発見実行委員会負担金の減額について御説明申し上げます。

こちらの負担金につきましては、女満別

空港から美幌峠までの観光バス運行する経費に対して、1 日当たり 1 万円程度を支援する予定で予算組みしていたものでございますけれども、今年度におきましては、その運行がなかったため、減額ということになつてございます。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） なかった理由について、なぜなのかお聞かせください。コロナの影響だったのか、せっかくの事業がどういう理由で実施されなかつたのか。

○議長（戸澤義典君） 商工観光課長。

○商工観光課長（鶴田雅規君） 御答弁申し上げます。

平成 31 年度までは定期的に空港一峠のバスの運行があったのですけれども、令和 2 年度以降、コロナの影響がございまして、その分の運行が休止になりました。その代わりに 1 日 1 便だけ釧路から知床までを結ぶバスがあって、そちらは定期的に運行は継続していたのですが、令和 5 年度に入り、コロナが 5 類に移行し行動制限がなくなるということで、従来の空港から峠を結ぶ定期路線が復活すれば、その分を負担するという予定で予算組みをしていたものでございます。バス会社の都合もあったかと思うのですけれども、今年度については運行できなかつたということで、その分の負担金を減額しようとしているところです。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 3点ほど、御説明をお願いしたいと思います。

まず最初に、23 ページの歳入の真ん中辺ですけれども、空き家対策総合支援事業補助金 1,572 万 1,000 円の減額理由について御説明をお願いしたいと思います。

それと 2 点目、43 ページの真ん中辺、先ほども総務部長から説明がありましたけ

れども、ちょっと詳しく御説明をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種委託料1,481万2,000円の減額について、当初の人数と金額、実績人数と金額、それと減額理由の説明をお願いしたいと思います。

3点目、63ページの真ん中辺にありますけれども、農地災害復旧工事438万円の減額理由について説明をお願いしたいと思います。

以上、3点お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） まず、23ページの歳入。

財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 馬場議員の御質問にお答えします。

私からは、歳入における空き家対策総合支援事業補助金について御回答させていただきます。

まず、内容につきましては、一般住宅の解体に係る補助として、当初、空き家対策の補助金500万円を見込んでいたものが、一般型6件、新築型2件、利活用1件、それぞれ上限に満たない事業費であったものですから、実績として462万5,000円の執行になったところであります。

もう一点が旧ゆうあいセンターの解体に係る補助ということで、当初の事業費から全体事業費が減額になったものと、補助率が当初5分の2ということで予算計上していたのですけれども、補助基本額の調整がありまして、当初予算で実際に見ていた金額よりも1,534万6,000円減となった結果によるものであります。

よろしくお願いいいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 聞き取れなかったので、もう一度、ゆうあいセンターの1,534万6,000円が減になった具体

的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 御答弁いたします。

当初予算において、旧ゆうあいセンターの解体は、1億499万5,000円に、補助率として5分の2を掛けて出した金額で予算計上しておりました。しかし、補助基本額の調整により補助率が変更となり、実績としては、事業費が9,445万7,000円の工事費、そして、平米当たりの単価の減額によって、2,665万2,000円の補助ということで決算しているところでございますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（戸澤義典君） 続いて、43ページ。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） それでは、私から、新型コロナウイルスワクチン接種事業の業務委託料の減額について御説明いたします。

令和5年度におきましては、春接種と秋接種ということで2回、大きな接種がございました。

春におきましては、対象者は65歳以上と基礎疾患を有する方で、対象者数6,672人のところ接種率が61.9%となっております。

また、秋接種として9月20日から実施しておりますけれども、こちらは接種日から5か月以上経過する者のうち接種を希望する者ということで、合計で1万6,358人が対象者となっておりますが、そのうち64歳までの方については接種率が21%、それから、65歳以上の方については64.9%となっております。こちらは、皆さんが接種できるようにということで予算の組立てはしていたのですけれども、今申しましたとおり接種率が落ちたことから、それぞれ産学医、集団接種のときに従事いただいている方々、それから、集団接種のときの医師の方々への委託料、個別接種をしている

医療機関に対する業務委託料を合わせまして、議員がおっしゃいました1億1,181万2,000円が減額という形になってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 今の実績については理解いたしました。

その減額理由なのですけれども、いろいろな部分でPRや周知もされたと思いますが、具体的に、今回伸びなかつた理由をどのように分析されていますか。

○議長（戸澤義典君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（立花良行君） まず、春接種につきましては、國の方針ということで、65歳以上に限定した形で全員が対象になつていなかつたという部分があるかと思います。

また、秋接種につきましては、延べ回数でいきますと、コロナのワクチン接種が始まってから7回目ということで、その間に副反応によって御遠慮されている方とか、春接種を受けるのが遅くなつて秋接種のタイミングを逃した方ですとか。顕著に表れているのは、64歳以下の方が接種という行動になかなか積極的に移つていかなかつたという現象がございます。

なぜかというところまでの分析はしていないところですけれども、結果としてはそういったことが見受けられたということで、全体の接種率が下がつたという状態になつてございます。

よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典君） 次、63ページ。耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） 御答弁いたします。

大きく予算が減額になったところについてです。

まず、一つ目は、こちらの災害復旧の予算を9月補正で計上させていただき、4か

所を災害復旧する予定で進んでおりましたが、結果的にお1人が手を下げたことによりまして、工事としては3か所となり、そのことによって減額となつております。

また、あわせて、災害査定で内容についても見直しがあった部分だとか、詳細の設計をする中で金額は落ちております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 2番馬場博美さん。

○2番（馬場博美君） 4か所から3か所になつたということですけれども、差し支えなければその1か所についてと、お1人の方が下げた理由を御承知かどうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（伊藤 寿君） こちらの災害復旧に関しては、あくまでも個人の手挙げになつております。下げた理由につきまして、詳細は確認をしておりませんけれども、他の災害復旧を受けた被災の部分と合わせまして自主復旧、もしくは、多面による対応でやつていると聞いております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。（「議事進行」と発言する者あり）

吉住議員、内容は何でしょうか。

○10番（吉住博幸君） 実は、私は4年間のブランクがありますが、款項目を明らかにして質問するというルールだったような気がするのです。これは、新年度予算のときにも関わることなので、ページ数はありがたいのですけれども、今のような、何ページ、どこどこというやり方をすると、私の場合、目が追いつかないのです。款項目をきちんと述べてやらないと、聞いているほうが追いつかないと思うのですよ。そこら辺の確認という意味の議事進行です。どのような進め方をするのか。

○議長（戸澤義典君） 今後、質疑をする方は、ページ数と合わせて款項目で質疑を

するようにお願いをいたします。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 大きく2点伺います。

まず、33ページです。2款総務費、1項総務管理費、5目企画費の部分でございます。中ほどのU I Jターン新規就業支援事業補助金360万円の減です。

これは、当初予算で360万円と予定していたものが丸々使われていないと思うのですが、これがどうしてなのかという理由が一つです。

続きまして、41ページになります。4款衛生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の部分です。

業務等委託料275万円の減、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査、こちらも当初予算で275万円組まれていたものが丸々減となっておりますが、この理由です。

この大きく二つ、お答えをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御質問にお答えいたします。

私からは、33ページのU I Jターン新規就業支援事業補助金360万円の減額ということで、この補助金自体は北海道で制度設計しているのですが、移住支援金につきましては、東京23区の在住者または通勤者が北海道内に移住し、そして、マッチングサイトに登録している企業に就職した場合に支援金の対象となるという条件がございまして、若干ハードルがといいますか、それで実際には執行残となつたわけございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） この補助金の内容等は存じ上げております。

今、課長から答弁がありましたとおり、

登録している企業で、かつ東京からということで、なかなか使いにくい部分もあるうかなと思います。首都圏から移住をされたいという方に、何件かこういう補助金がありますよということで私も紹介したことがありますですが、実際にそれが使われなかつた。どういうニーズで、どういう理由で使われなかつたかは分からぬのです。私にも幾つか問合せ等は来てたりするのですけれども、現状、町への問合せというのはいかがですか。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 町も移住相談フェアですとか、首都圏等にプロモーションをかけておりまして、その際に就職先の御相談も受けてはいるのですけれども、やはりマッチングサイトに登録されている事業所というところがネックになっております。実際には、美幌町では11の事業所が登録しているわけなのですけれども、現在、実際に求人募集をしている企業については2社となっておりまして、そことのマッチング、そこの企業に対して就職という形にならなかつたということで、執行残、未執行という形になってございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 今、11事業所が登録されていて、うち求人されているのは2社ということです。これは、積極的に求人はしたいけれども、何かの事情、例えば、活用がうまくできずに、ここのサイトに求人を出してないのか、企業としてこの対象になる人たちに求人を出す必要がないから出してないのか、そのあたりも踏まえた上でPRや促進をしなければ駄目なのだろうと思うのですが、そのあたりの動きはいかがですか。

○議長（戸澤義典君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 求人については、いつでも広告掲載、求人開始できると

いう状況になっておりまして、そういういた情報提供はしているところなのですが、周知不足の部分も正直否めないのかなと思うところはございます。

ただ、各事業所がそれぞれにおいて求人する、しないという判断をしているところですので、詳細までは把握していないところですけれども、引き続き、求人募集をかけられるような形で事業所に対してもPRはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（大内直樹君） 私から、41ページの子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査275万円の減額について御説明させていただきます。

こちらにつきましては、当初、業務委託ということで業者にアンケート調査委託を予定していたのですけれども、国からアンケート調査内容が出てくるのがなかなか遅かった部分と、自前でもアンケート調査が可能だということで判断させていただきまして、今、自前でアンケート調査を進めております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第6号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第14号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時30分とします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第8 議案第7号

○議長（戸澤義典君） 日程第8 議案第7号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の65ページになります。

議案第7号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和5年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,653万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、議案書74、75ページをお開き願います。

3、歳出。

5款基金積立金は、預入率の減により7万7,000円を減額するものでございます。

6款諸支出金、2項繰出金につきましては、直営診療施設繰出金について、国保病院における管理事業等に係る特別調整交付金等の確定に伴い、1,567万7,000円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、72、73ページにお戻り願います。

2、歳入。

3款道支出金、1項道補助金1,567万7,000円の増額につきましては、歳出で御説明申し上げました国保病院の直営診療施設繰出し費用の増額分に対し、特別調整交付金と同2号繰入金として、その費用の全額分が交付されることに伴う増額補正でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入7万7,000円の減額につきましては、預入率の減による国民健康保険基金利子の減額でございます。

以上、議案第7号について御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第7号令和5年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9 議案第8号

○議長（戸澤義典君） 日程第9 議案第8号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の77ページをお聞き願います。

議案第8号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和5年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,567万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、86、87ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項、1目一般管理費159万5,000円の増額につきましては、介護保険法の改正に伴う介護報酬改定に係るシステム改修の補正でございます。

その下、4款基金積立金、1項、1目介護保険基金積立金3万円の減額は、預入率の減によるものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、84、85ページにお戻りをお願いいたします。

2、歳入。

3款国庫支出金、2項、5目介護保険事業費補助金79万7,000円の増額は、歳出で御説明いたしましたシステム改修に係る国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

6款財産収入、1項、1目利子及び配当金3万円の減につきましては、預入率の減による介護保険基金利子の減額、その下、7款繰入金、1項、4目その他一般会計繰入金79万8,000円の増額は、システム改修に係る一般会計からの繰入金を増額しようとするものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めま

す。

これから、議案第8号令和5年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第9号

○議長（戸澤義典君） 日程第10 議案第9号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の89ページをお開き願います。

議案第9号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、年度末の事業事業の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和5年度美幌町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

給水戸数の減は、使用件数の減によるもので、年間総給水量及び1日平均給水量の増は、業務用の給水量の増によるもので、主要な建設事業は執行残及び事業確定による減額で、それぞれ記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正、第3条及び次の90ページの資本的収入及び支出の補

正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第5条、日並浄水場ろ過設備更新工事は、入札減に伴うもので、限度額を1,300万円減額し、1億4,000万円とするものであります。

次に、91ページを御覧ください。

企業債の補正。

第6条、水道施設整備事業は、遠隔監視装置更新工事等の入札減に伴うもので、限度額を250万円減額し、1億6,950万円とするものであります。

その下、水道管路整備事業は、水道配水管等布設替え工事の入札減に伴うもので、限度額を330万円減額し、1億1,520万円とするものであります。

その下、水道施設等耐震化事業送水管は、基幹管路送水管更新工事の入札減に伴うもので、限度額を930万円減額し、9,660万円とするものであります。

たな卸資産購入限度額の補正。

第7条につきましては、記載のとおりであります。

次に、92、93ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、1目給水収益311万円の増は、実績見込みによる増額であります。

その下、3目受託工事収益86万8,000円の減は、給水工事の実績見込みによる減額であります。

その下、4目その他の営業収益、下水道使用料賦課徴収受託料27万6,000円の増は、対象経費の確定による増額であります。

その下、2項、2目営業外収益、長期前受金戻入213万円の増につきましては、固定資産の取得等に充てた補助金等を耐用年数に応じて収益化するもので、減価償却費確定による増額でございます。

次に、94、95ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目原水及び浄水費から4目総係費までにつきましては、事務事業の確定及び入札減による減額でございます。

その下、5目減価償却費513万円の増については、実績による資産別の増減の合計であります。

次に、96、97ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1款、1項、1目企業債の1,510万円の減につきましては、第6条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下に、1目国庫補助金、生活基盤施設耐震化等交付金520万円の減につきましては、対象事業の入札減による交付金の確定によるものでございます。

その下、3項、1目出資金、水道施設等耐震化事業送水管310万円の減につきましても、対象事業の入札減による一般会計からの出資金の減額でございます。

次に、98、99ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目浄水配水設備費、水道施設整備事業240万9,000円の減は、遠隔監視装置更新工事等の入札減でございます。

その下、水道管路整備事業326万4,000円の減は、水道配水管整備工事の入札減でございます。

その下、水道施設等耐震化事業送水管1,757万6,000円の減は、基幹管路送水管更新工事の発注時の設計精査及び入札減によるものでございます。

その下、3目資産購入費の工具器具及び備品8万円の減につきましても、入札減によるものでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしく

お願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今回聞きたいのは、95ページの1款、1項、5目減価償却のことなのですよ。有形固定資産減価償却費の中で、建物138万4,000円、この事象を詳しく教えていただきたいと存じます。

減価償却ということですから、それがマイナスにということなもので、どういう事象なのか、教えてください。

○議長（戸澤義典君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

有形固定資産減価償却費の中の建物138万4,000円の減額について、薬品沈殿池の耐震補強工事でございますけれども、当初予算時につきまして、償却額を構築物ではなくて建物で積算していたため、その修正に係るものでございます。

実際には構築物でございますので、今回の内で建物のほうを減額させていただきまして、構築物に移行させていただき、補正をさせていただいたものでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第9号令和5年度美幌町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第10号

○議長（戸澤義典君）　日程第11 議案第10号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國　求君）　議案の107ページをお開き願います。

議案第10号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の公共下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和5年度美幌町公共下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

排水戸数、年間総処理水量及び1日平均処理水量の減は、使用件数の減によるもので、主要な建設事業は執行残及び事業確定による減額で、それぞれ記載のとおりであります。

収益的収入及び支出の補正、第3条及び次の108ページの資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

債務負担行為の補正。

第5条、下水終末処理場中央監視設備更新工事は、入札減に伴うもので、限度額を1,600万円減額し、2億3,000万円とするものであります。

次に、109ページを御覧ください。

企業債の補正。

第6条、公共下水道事業は、入札減によ

るもので、限度額を630万円減額し、1億1,100万円とするものであります。

他会計からの補助金の補正。

第7条、予算第9条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、110、111ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、1目下水道使用料367万5,000円の減は、使用料の件数及び処理水量の実績見込みによるものであります。

その下、4目国庫補助金804万円の減は、事業実施箇所の変更及び入札減による国の社会資本整備総合交付金の減額であります。

その下、2項、1目他会計補助金1,173万3,000円の増は、収益的収支の財源不足を一般会計に求めるものでございます。

その下、2目営業外収益、長期前受金戻入20万7,000円の減については、固定資産の取得等に充てた補助金等を耐用年数に応じて収益化するもので、減価償却費確定による減額でございます。

その下、4目消費税還付金728万5,000円の減については、企業会計移行に伴い、中間申告がなかったこと及び仕入れ控除となる建設事業費の減等による減額でございます。

次に、112、113ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目管渠費43万5,000円の減につきましては、入札減による減額であります。

その下、2目処理場費1,701万4,000円の減につきましては、入札減及び耐震診断対象箇所の変更に伴う減額であります。

その下、3目業務費28万円の増につきましては、水道事業に委託しております経

費及び窓口収納に係る手数料の増額であります。

その下、4目総係費2万円の減につきましては、旅費の実績による減額であります。

その下、5目減価償却費61万6,000円の減につきましては、実績による減額であります。

その下、2項、1目消費税1,960万8,000円の増につきましては、企業会計移行に伴い、中間申告がなかったこと及び仕入れ控除となる建設事業費の減等により還付の見込みから納付になったことによる増額でございます。

次に、114、115ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1款、1項、1目企業債630万円の減につきましては、第6条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、2項、1目国庫補助金、社会資本総合整備交付金540万3,000円の増につきましては、対象事業の入札減による交付金の確定によるものでございます。

その下、2目他会計補助金、建設事業等一般会計補助金9万4,000円の減につきましては、対象事業の入札減による一般会計からの補助金の減額であります。

次に、116、117ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目公共下水道建設事業費、委託料60万4,000円及び工事請負費1,106万8,000円の減は、それぞれ入札減によるものでございます。

その下、2目資産購入費の工具器具及び備品12万5,000円の減につきましても、入札減によるものであります。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を

行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 107ページと111ページのところの1款、1項、1目下水道使用料ですけれども、排水戸数が減ってということで、先ほど部長から説明があつたのですが、減り方を見ると9%も減っているのですよね。戸数だけ見れば5戸ですけれども、特定の大口で利用されている戸数で落ちて、その9%ぐらいの減少になっているのか、それが分からなかったのです。

9%だと結構多いと思うのですけれども、何か特殊な事情で排水を利用していたところが減ったのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

今、手持ちの資料で調べている途中でございますので、後ほど回答させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（戸澤義典君） いいですか。

○6番（上杉晃央君） はい。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第10号令和5年度美幌町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第11号

○議長（戸澤義典君） 日程第12 議案

第11号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 議案の125

ページをお開き願います。

議案第11号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

総則。

第1条、令和5年度美幌町の個別排水処理事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、建設事業費の確定などによる執行残等の整理を行おうとするものであります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和5年度美幌町個別排水処理事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

設置戸数の減は、申込件数の減によるもので、主要な建設事業は、執行残及び事業確定による減額で、それぞれ記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の補正、第3条及び次の126ページの資本的収入及び支出の補正、第4条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第5条、個別排水処理施設整備事業は、入札及び設置件数の減によるもので、限度額を1,230万円減額し、2,650万円とするものであります。

次に、127ページを御覧ください。

他会計からの補助金の補正。

第6条、予算第7条に定めた他会計からの補助金については、記載の金額のとおり補正しようとするものであります。

次に、128、129ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書、収益的収入であります。

1款、1項、1目個別排水処理施設使用料61万2,000円の減につきましては、使用料の実績見込みによる減額でございます。

その下、2項、1目他会計補助金17万7,000円の減につきましては、収益的支出が減額したことにより、財源である一般会計の補助金が減額となるものでございます。

次に、130、131ページをお開き願います。

収益的支出であります。

1款、1項、1目浄化槽費、委託料90万9,000円の減は、浄化槽保守点検及び清掃業務委託料の実績による減額でございます。

その下、手数料52万5,000円の減は、水質検査及び汚泥処理手数料の実績による減額でございます。

その下、4目減価償却費81万1,000円の減につきましては、実績による減額でございます。

その下、2項、2目消費税45万9,000円の増につきましては、仕入れ控除となる建設事業費の減による増額となるものでございます。

その下、3目その他雑支出18万6,000円の増につきましては、公営企業会計に移行する以前の消費税支出のために流用した財源を補填するための増額でございます。

次に、132、133ページをお開き願います。

収益的収入であります。

1款、1項、1目企業債1,230万円の減につきましては、第5条、企業債の補正で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

その下、2項、1目他会計補助金、建設事業等一般会計補助金511万7,000円の増につきましては、対象事業の確定によ

る財源不足を一般会計に求めるものであります。

その下、3項、1目個別排水処理施設受益者分担金59万7,000円の減につきましては、浄化槽設置基数の確定による減額であります。

次に、134、135ページをお開き願います。

資本的支出であります。

1款、1項、1目個別排水処理施設建設事業778万円の減につきましては、当初予定の浄化槽整備基数10基に対し、実績で8基になったことによる減額であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号令和5年度美幌町個別排水処理事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎再答弁の申出

○議長（戸澤義典君） それでは、先ほどの議案第10号下水道会計補正予算の上杉議員の質問について、再答弁の申出がありましたので、発言を許します。

上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 先ほどの御質問について御答弁させていただきます。

排水戸数と年間の総処理水量について

は、それぞれ別に積み上げたものでございますので、令和5年度の実績及び調定の部分で、まず、戸数を積み上げた予算との差額がここというものです。

そして、排水量につきましても、令和5年度の調定の実績を積み上げてきたものによる積み上げでございますけれども、下水道料金につきましては、区分が一般用と浴場用しかございません。そのため、特定の事業所という部分でいうと、全て一般用の中に含まれるということで、人口減とか使用料の減につきましては、積み上げで想定しているものになりますので、比例している部分ではないということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 戸数はそういうことで分かりましたけれども、9%といったら、処理量の減は結構大きいですよね。そうなると、全体的に人口減という部分の要因が多いのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 排水量にすると、戸数でいう数量の積み上げになつてございますので、議員がおっしゃるとおり、人口減という部分が大きく関わっているかと思っております。

よろしくお願ひいたします。

#### ◎日程第13 議案第12号

○議長（戸澤義典君） 日程第13 議案第12号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案書の143ページになります。

議案第12号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の執行見込みによる予算の整理と、検査薬等の薬品費の増額補正のほか、他会計からの補助金の補正、建設改良事業の執行見込みによる予算の整理と企業債の補正などを行おうとするものでございます。

第1条、令和5年度美幌町の病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正、主要な建設改良事業の補正につきましては、診療用医療備品等の購入の執行残及び執行見込みにより865万3,000円を減額し、1億3,709万9,000円にするものであります。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

次に、144、145ページを御覧ください。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6,282万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

資本的収入及び支出の内容につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第5条の企業債の補正につきましては、医療機器更新等事業の対象事業費の確定により、起債限度額を2,290万円減額し、1億2,280万円にするものであります。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の人件費の補正により、職員給与費の金額から2,210万4,000円を減額し、10億9,800万5,000円にするものであります。

第7条の他会計からの補助金の補正につきましては、一般会計及び国保会計からの補助金として、対象経費の執行見込み及び事業補助の採択により、それぞれ記載のと

おり、減額及び増額の補正を行うものであります。

第8条のたな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから、棚卸資産の購入限度額を2億3,280万円に改めるものであります。

次に、146、147ページを御覧ください。

資本的収入の補正であります。

医業外収益、他会計補助金のうち、一般会計補助金265万円の減額は、医師等研究研修に要する経費、基礎年金拠出金負担金、児童手当に要する経費につきまして、それぞれ対象経費の減により、減額を行うものであります。

同じく、他会計補助金の国保会計補助金495万2,000円の増は、医師確保に要する経費及び救急患者受入れのための休日・夜間における代替医師の報酬並びに療養環境の改善事業は、病室のエアコン設置及び患者用トイレの洋式化に要した経費が国保特別調整交付金の補助採択となったことから、それぞれ増額補正を行うものでございます。

その他医業外収益、不用品売却収益553万3,000円の増は、CT装置の更新により、古いCT装置を買取り業者へ売却したことによる収益を計上するものであります。

道補助金、感染症医療提供体制整備事業補助金85万9,000円の増は、新型コロナウイルス感染症の医療体制の強化を図ることを目的に、外来対応で使用する個人防護具の購入費用に対し交付される補助金を計上するものであります。

医療・介護・障がい施設等食材料費支援金95万円の増は、入院患者に提供する病院食の材料費高騰に対する負担軽減のため、許可病床数に9,600円を乗じた額が支援金として交付されるものであります。

次に、148、149ページを御覧ください。

収益的支出の補正であります。

医業費用の給与費の給料から法定福利費までにつきましては、医師、看護師、医療技術職、会計年度任用職員等の人事費に係る執行見込みから執行分の減額補正を行うものであります。

材料費の薬品費1,065万円の増は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ感染症の検査薬の使用増や医薬品単価の増により増額補正を行うものであります。

経費の通信運搬費、電話料56万2,000円の増は、発熱外来の受診案内や受診結果の連絡件数の増加、郵便料6万円の増は、郵便件数の増による執行見込みから、増額補正を行うものであります。

研究研修費の旅費と、その下、研究雑費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などから、医師の学会不参加など、未執行分となったものについて、減額補正を行うものであります。

次に、150、151ページを御覧ください。

資本的収入の補正であります。

企業債2,290万円の減は、医療機器更新等事業の執行見込みにより減額補正をするものであります。

他会計補助金、国保会計補助金1,072万5,000円の増は、本年度購入したCT装置及び眼科光干渉断層計が国保特別調整交付金の補助採択となったことから計上するものであります。

その他収入のその他交付金73万2,000円の増は、本年度導入する電子処方箋の運用システムに対する補助金を計上するものであります。

次に、152、153ページを御覧ください。

資本的支出の補正であります。

有形固定資産購入費、器械及び備品購入費865万3,000円の減は、入札等の執行残及び執行見込みにより減額補正をするものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 147ページ、1款、2項、2目の医師確保支援事業88万2,000円のことについてであります。

これは国保会計の補助金で、収入なので、今、御用意なれば後でも構いませんが、考え方を知りたいという趣旨で特に計算式みたいなものがあれば、御用意ができるのであれば、御答弁願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 医師確保支援事業ですが、対象となっている経費につきましては、医師募集に係る経費として、インターネットの広告掲載料ですとか、北海道医師会の広告掲載料といったものが対象になっておりまして、合計で132万3,168円、これに対して3分の2の補助ということで、88万2,000円ということになってございます。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） とにかく4年間のブランクがあるものですから。

もう一点、今の項目でありますけれども、医師を確保するときに、美幌町は、人を介して確保するケース、紹介者というのですか、それに対する考え方はこれには反映されていないということでおろしいのでしょうか。

例えば、いっとき、1人当たり何百万円もお支払いするというケースがあるものですから、そういう努力もしなければ医師確保が現実に成り立たないということです。それに対する道とか国とかいろいろあると思うのですけれども、考え方をいま一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問にお答えいたします。

医師確保に要する経費として、当然、人材紹介会社を介して紹介いただいた場合に発生する手数料も医師確保に要する経費と位置づけて考えておりますが、今回、国保調整交付金の中においては、その分は除外させていただいているところでございます。あくまでもインターネットを介した広告料ですとか、北海道の医師会の広告料といったものを対象に計上させていただいたところでございます。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 147ページの1款、2項の6目の不用品売却収益、旧CT装置等売却収益が553万3,000円となっていますが、医療機械の売却方法は、専門に買取りする業者がいるのか、それとも、例えば、CTですと、製造メーカーが古いものを買取りするとか、その辺の手法についてどのように売却しているのか、お教えください。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問にお答えいたします。

今回のCTの古い機種について、売却ということでございます。医療機器専門の買取り業者を何社か承知しております、そちらに見積りをお願いしたところ、今回553万3,000円ということで、買取りとなったわけでございます。

この会社は、北海道の会社ではなくて、一応、本社が東京にある会社ということで、医療機器の買取り専門の業者ということになってございます。

○議長（戸澤義典君） 6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） ちなみに、1者なのか、それとも、複数者に案内して高いほうに入札して買い取っていただいたのか、その辺のところが分かりましたら。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） お答えいたします。

今回、2者に見積りをお願いして高いほうに決定させていただいたということでございます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第12号令和5年度美幌町病院事業会計補正予算（第5号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時30分とします。

午後 0時19分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第14 議案第13号から

日程第37 議案第36号まで

○議長（戸澤義典君） 日程第14 議案第13号美幌町会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第37 議案第36号令和6年度美幌町病院事業会計予算についてまで以上の24件は、いずれも新年度関連の議案でありますので、この際、一括議題といたします。

令和6年度町政執行方針について、町長の発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 令和6年度町政執行方針を述べさせていただきます。

#### 【はじめに】

本日ここに、令和6年度の美幌町一般会計、特別会計及び企業会計予算並びに関連する議案の御審議をいただく令和6年第3回美幌町議会定例会におきまして、町政執行の基本方針と主要な施策について述べさせていただきますことに、深く感謝を申し上げます。

私は、昨年4月に執行されました美幌町長選挙におきまして、美幌の活力を高め、次代につなげるまちづくりを訴え、2回目の当選の栄誉を賜り、引き続き町政のかじ取りをさせていただくことになりました。

1期目の4年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症への対応に奔走し、町民皆様の命と健康を守ることを第一に考え、健康や生活及び町内の経済を守るために様々な対策を実施しながら、安心安全で元気と活力に満ちた美幌町を実現するため、全力を尽くして取り組んでまいりました。

幾多の困難に直面しながらも町政を前進できましたのは、ひとえに町民の皆様、議会議員の皆様の御理解と御協力のたまものであり、この場を借りて感謝を申し上げますとともに、引き続き、町政執行に全力を傾注してまいる所存であります。

我が国の経済情勢は、一部に足踏みも見られるものの、緩やかに回復しているとの捉え方がある一方、物価上昇や、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があり、さらに令和6年能登半島地震の経済に与える影響にも十分留意する必要があるとの指摘もあります。

政府は、30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させ、デフレ完

全脱却のための総合経済対策を迅速かつ着実に実行するとしております。

本町におきましては、昨年、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、各種行事、イベントも通常どおり開催され、日常生活が新型コロナウイルス感染症発生前におおむね回復しつつあり、4月1日、町制施行100周年を迎、7月1日には記念式典を無事開催することができました。

先人たちのこれまでの御功績に感謝し、「ふるさと美幌」を愛する全ての方々と力を合わせ、さらなる発展に向けてその思いを次の100年につなげていきたいと決意を新たにしたところであります。

人口減少と少子高齢化、長期化している原油価格・物価高騰による影響、さらには老朽化が進む公共施設の整備など喫緊かつ重要な課題が山積しておりますが、美幌町の将来を見据え、町民の皆様が地域において安心して暮らし続けることができるよう、美幌が持つ活力を最大限に高め、町民の皆様の幸せを願い、温かく寄り添う町政を全力で進めてまいりますので、議員各位のなお一層の御指導と御支援をお願い申し上げます。

#### 【町政執行の基本的な考え方】

令和6年度は「第6期美幌町総合計画」基本計画（後期）の2年目となります。町の将来像「ひとがつながる みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」の実現に向けて、具体的な取組を着実に実行してまいります。

昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口によると、2050年に美幌町の総人口は1万人を下回り、2020年と比べて14歳以下人口の減少率は67.9%に、生産年齢人口の減少率は58.3%になるなど、極めて厳しい内容となっております。

こうした状況を認識した上で、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって住みよい

環境を確保するためには、オール美幌体制により、今後のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

令和2年3月に策定した「第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢下においても、高い持続性と自立性を確保していくまちづくりを目指し取り組んでいますが、令和6年度には計画期間の最終年度を迎えることから、計画を改定した上で戦略に掲げる施策を確実に実行し、人口減少対策及び地方創生に向けた実効性のある取組を進めてまいります。

昨年3月に策定した今後10年間の財政見通しを示す「第3次美幌町財政運営計画」は、計画期間の2年目を迎えるが、策定後に生じた新たな要因等を加味し改定を行います。

行政課題が複雑化・多様化する中、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、行政資源を最大限に活用し、計画に沿った財政運営に努めるとともに、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立に取り組んでまいります。

財政運営において重要な指針となる令和4年度決算に基づく実質公債費比率は6.9%と、地方債の発行に国の許可が必要な基準、18%を下回っていることから、財政状況はおおむね健全な状態にあると考えています。

しかしながら、公共施設や社会インフラの多くが更新時期にあることから、その整備に当たっては、後年度に及ぼす影響を考慮し、事業の優先度や重要度を勘案の上、慎重に判断していく必要があります。

歳入においては、町税収入を前年度並みに確保し、地方交付税については、地方財政対策による増額を見込むほか、ふるさと寄附金など自主財源の確保に努めるものの、歳出においては、義務的経費の増大、みどりの村再整備や第IV期埋立処分場整備などの大規模な施設整備が動き出すため、

今後の財政見通しは厳しいことが予想されます。

このため、これまで以上に慎重な行財政運営を意識しながらも、ウィズコロナからアフターコロナへの転換に伴い、今後の地域経済の活性化や住民サービスのさらなる向上、人材不足をはじめとした重点課題の解決及び社会情勢の変化に合わせた喫緊の政策課題への対応などを念頭に置きながら予算編成に当たってまいりました。

その結果、一般会計は、前年度当初比で8.2%増の128億6,437万6,000円に、特別会計と企業会計を合わせた全会計の総額は3.5%増の234億5,964万5,000円となったところであります。

#### 【令和6年度の主要施策】

それでは「第6期美幌町総合計画」の五つの基本目標に沿って令和6年度の主要施策について申し上げます。

＜人を創り、地域力を高めるまちづくり＞

美幌町自治基本条例に基づき、町民が主役のまちづくりを推進し、安心安全で心豊かな生活が送れるよう町民主体の自治の実現に努めるとともに、若者とのびほろ未来ミーティングの機会を積極的に持ちながら、美幌の将来を担う次世代の育成に努めてまいります。

町ホームページのSNS連携や、アクセシビリティーの向上、セキュリティーの強化及び情報発信の充実を図るため、町ホームページの更新を行います。誰もが見やすいホームページリニューアルを行い、美幌町の魅力を積極的に発信します。

令和3年11月に策定した美幌町DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画に基づき、行政機能の強化と町民に優しいデジタル化に取り組んでまいります。

文書管理体制の見直し及び統一的な管理ルールの徹底を図るため、文書管理システムを導入し、電子決裁機能の活用と公文書

の電子化を行います。

また、マイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を導入し、来庁者へのサービス向上と負担軽減を図ってまいります。

昨年3月に改編された美幌に駐屯する第6即応機動連隊は、高い機動力と即応性を備え、災害等で全国各地へ派遣される部隊です。地域の安心と暮らしを守る自衛隊の活動を支えるため、関係者が連携し、美幌駐屯部隊のさらなる充実・強化と隊員及び御家族の支援に努めてまいります。

本年度のふるさと寄附金の総額は4億円を超える見通しであり、温かい御支援をいただいた全国の皆様に、心から感謝を申し上げます。

新年度においては、寄附総額を5億円と見込んだところでありますが、今後とも寄附者のさらなる獲得と増収を目指した取組を行うとともに、企業版ふるさと納税についても積極的に制度を活用し、自主財源の確保に努めてまいります。

令和4年10月に、ニュージーランド・ケンブリッジとの友好姉妹都市25周年を迎える、昨年11月には美幌町から公式訪問団を派遣し、教育と文化による交流を通じ、友好関係のさらなる発展を確認してきたところです。

新年度においては、一層の友好関係を築くために、高校生留学の拡充を図るとともに、ケンブリッジからの訪問団の受入れを行いたく、関係者との間で協議を進めてまいります。

昨年4月にオープンした「ワーキングスペースKITEEN」を拠点に、移住相談をはじめ、サテライトオフィスやコミュニティカフェの利用を通じた取組を推進するとともに、移住体験住宅の積極的な活用を通じ、関係人口や協働人口の創出のため、移住定住を促進してまいります。

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害

者等の支援に対する町の姿勢を明確にするため「美幌町犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復と軽減を図るため、犯罪被害者等に対する支援金を措置してまいります。

近年、バス運転手やタクシー運転手などの人手不足は深刻な状況が続いている、このままの状況が続いた場合、公共交通の運行が困難となり、町民の生活に重大な影響が出ることが予想されるところです。

このため、昨年度においては運転手の採用に要する経費や育成の支援金及び住宅に対する支援金などを措置してきたところですが、新年度からは新たに就業された方に対する支援金を追加するとともに、町内の交通事業者に就業する地域おこし協力隊を募集し、公共交通の利用促進と運転手確保に取り組み、地域外からの担い手の確保により、将来的な隊員の定住・定着を図ってまいります。

今年1月1日に石川県能登半島を震源とした能登半島地震では、甚大な被害と多くの人命が失われ、今なお避難生活を余儀なくされている方が多くいる状況です。

被災されました方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたします。

災害は、いつ、どこで発生するか予測することはできませんが、いつかは確実に発生するとの予想に立ち、日頃から備えておくことが重要であります。そのため、新年度においても厳冬期防災訓練の実施と防災資機材の備蓄品の充実など、防災意識の向上と防災体制の強化に努めてまいります。

また、昨年は災害とも言える猛暑に見舞われ、町内にクーリングシェルターの設置をしたほか、町内の公共施設にはエアコン整備の補正予算を提案し、お認めいただいたところです。

引き続き、同様の状況があることを予測し、民間施設におけるクーリングシェルタ

一設置の御協力をいただきとともに、町民の皆様に対策方法や施設利用の周知をしてまいります。

消防行政につきましては、近年、複雑・多様化する災害や高齢化の進展に伴う救急件数の増加など、消防や救急を取り巻く環境は大きく変化しております。

新年度においては、高機能通信指令システムの更新の準備に取りかかるほか、消防団が活用する救助器具を積載したポンプ自動車を整備し、迅速かつ的確に救急・災害対応できる体制を整えてまいります。

＜自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり＞

社会福祉協議会において、人工透析されている方の通院に係る送迎を行う移送サービスの事業拡大を図るため、必要な体制整備に係る事業費の一部を支援してまいります。

高齢者が地域の中で安心して元気に笑顔で過ごせる環境づくりと認知症やフレイル・介護予防対策を進めるため、保健師等の専門職が関わり活動の質や幅を向上させるとともに、介護予防につながる地域活動を支援し、ヘルスリーダーによるフレイル予防事業、しゃきっと運動教室の再開など、町民の健康寿命を延ばすための取組を推進してまいります。

また、峠の湯を利用される障がい者や要介護認定者の入浴料の助成を行い、介護者の負担軽減及び障がい者、要介護者の健康増進を図ってまいります。

加齢による難聴により意思疎通がしづらくなることで、生活の質の低下やフレイル、認知症のリスクが高まることから、新年度においては加齢により聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器を購入する費用の一部を助成してまいります。

また、50歳代以降に多く発症する帯状疱疹に対し、町民の健康保持・増進のため、予防のためのワクチン接種費用の一部を助成してまいります。

少子化が進む中、子供を産み育てるさらなる環境整備と、安心して子育てができる支援の強化が必要です。

子ども医療費無償化の助成対象年齢を、現行の中学生までから高校生等まで拡大するとともに、受給資格に係る所得制限を撤廃いたします。

満6ヶ月以上の未就園の子供の育ちを応援するため、保育園等に通っていない子供の集団活動、保育士と過ごす機会をつくり、家庭とは異なる経験や、同世代の子供との触れ合いの場を設けるとともに、保護者の孤立感や不安感の解消、育児に関する負担感の軽減を図ることを目的に、子育て支援センターで実施している一時預かり事業を拡充し、子育てに対する支援を行います。

また、妊婦健診時の交通費や不妊治療費の助成に加え、特定不妊治療と併用して実施した先進医療についても、経済的負担の軽減を図るため、その費用の一部を助成してまいります。

美幌町立国民健康保険病院は、町内唯一の一般病床を有する医療機関として、1次・2次医療を提供するとともに、救急告示病院としての機能と役割を担っております。

現在、常勤医師7名で診療に当たっておりますが、本年4月に脳神経外科医1名を採用し、新年度は常勤医師8名による診療体制を予定しています。

医療サービスを安定的に供給するためには、医師の確保は最重要課題ですが、看護師や薬剤師などの医療従事者においても欠員が生じるなど働き手の不足が深刻化しております。町民の命と健康を守り、町民が求める医療ニーズに応えるためにも、医療従事者の確保に引き続き最大限の努力を重ねてまいります。

また、新年度において、眼科における白内障手術を開始する予定であり、手術に必要な機器等の整備を行います。このことに

より、これまで町外で行われていた手術が国保病院において実施できることになり、以前から要望の強い町民ニーズに応えることができるることは大変ありがたく、改めて御協力をいただける旭川医科大学に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

地域における医療体制の構築を推進するとともに、町民の健康及び福祉の増進を図るため、町内に診療所を新たに開設する開業医に対し、その費用の一部を助成してまいります。

本町における温室効果ガスの排出量と吸収量を2050年までに実質ゼロを目指す「美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を令和4年3月に表明いたしました。

昨年度においては、美幌町の再生可能エネルギーのポテンシャル調査となる再生可能エネルギー導入戦略を策定しましたが、新年度においては、民間事業者等との連携も視野に入れた地球温暖化防止実行計画（区域施策編）の策定を行ってまいります。

また、北見工業大学において、一般住宅におけるエネルギー利用実態分析を行うため、旧美英福祉寮敷地に実証実験住宅を建設しており、完成後は住宅の省エネ技術、再エネ利用、エネルギーコスト縮減技術の研究・実験を行い、エネルギー利用実態分析や炭素循環解析・評価結果等を共有し、技術提言等による連携を行うことを目指しています。

なお、実証実験住宅の周辺整備のため、旧美英福祉寮の解体も行います。

第Ⅲ期埋立処分場は、令和9年3月までの使用を予定しておりましたが、ごみ埋立量の増加により、残余容量及び残余年数が減となることが見込まれています。このことから、新年度において、防衛省の補助を受け、第Ⅳ期埋立処分場造成工事及び浸出水処理施設建設工事に着工し、令和8年10月の供用開始に向け整備を進めてまいります。

また、令和11年度に一般廃棄物広域（中間処理）施設の建設を目指し、網走市と大空町、斜里町、小清水町、清里町の1市5町において基本計画及び各種調査等を進めるための負担金を計上いたします。

＜まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり＞

企業誘致に関しては、経済的及び社会的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいますが、今年度実施いたしました立地適正化計画策定のための企業立地アンケート調査によると、今後、美幌町内に進出意向のある企業が複数あることを確認しております。

町内で起業しようとする方の背中を後押しする起業家支援事業に取り組むほか、美幌町企業立地促進条例に基づき、町内に工場等を新設または増設する事業者に助成措置を講ずるなど、災害の少なさや交通アクセスの利便性など本町の優位性を生かした企業誘致活動に努めてまいります。

また、各企業において人材不足が加速する中、近年、町内の企業においても外国人技能実習生等の受入れが増加しております。その外国人技能実習生等に対し、日本文化の体験機会や、やさしい日本語を学ぶ機会を拡充し、さらには地域住民の受入れに対する意識やコミュニケーションが深められるよう多文化共生推進事業を展開するとともに、外国人の住居の確保策として、公営住宅の転用による活用も視野に入れた検討を進めてまいります。

豊かな自然と肥沃な大地に恵まれた本町は、畑作を中心に農業を基幹産業として発展してまいりましたが、農家戸数の減少や後継者不足に加え、生産性の向上やクリーン農業への取組など、農業経営の改善と強化を図るための対策が課題となっております。

新年度においては、新規就農者等の支援、環境保全型農業の支援に継続して取り組むほか、網走川中央地区国営土地改良事

業の一部完了に伴い、国営かんがい排水事業で造成された基幹水利施設の通水開始により、安定した農業の経営を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症の5類への移行により、修学旅行生を対象に、農業体験や農村生活の場を提供する農村ツーリズムの需要が高まっております。新年度では、新たに誘客用パンフレットを作成し、都市圏へのプロモーションを行い、近隣の自治体や関係機関、受入れ農家と連携を深め、積極的な受入れを行ってまいります。

みどりの村森林公园は、総面積33ヘクタールを有する森林レクリエーション施設で、豊かな自然と触れ合える空間として親子連れを中心に人気の高い施設です。

開設から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、利用者の安全確保のためにも施設の改修や再整備が急務となっています。

課題となっていた再整備に要する財源は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、グリーンビレッジ美幌の改修を含め、令和9年度のリニューアルオープンを目指し、新年度においては設計業務の委託を実施いたします。

再整備に当たっては、既存施設の改修のほか、新たな機能として、ニーズの高いオートサイトの設置やグランピング施設を導入するなど、利用者への憩いの場を提供いたします。

また、KITEMを利用する方にもワーケーションの宿泊施設として活用してもらうことで、町外からの集客につなげるとともに、交流人口、関係人口を増加させ、地域経済の発展に結びつけてまいります。

本町の商業は、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により既存商店の経営環境は厳しさを増しています。商工会議所や連合商店会と連携し、消費拡大を目的としたプレミアム商品券発行事業や商店街イベント事業、店舗リフォーム促進支援事業

により商業の振興を推進してまいります。

本町の観光資源の核となる「美幌峠」には、多くの観光客が訪れています。美幌峠と市街地を結ぶ国道243号線を中心に、自然満喫型の滞在型観光の体系化を引き続き進めてまいります。

美幌地区3町広域観光協議会による「屈斜路カルデラ外輪山トレイルルート」は新年度に開通する予定であり、屈斜路湖や斜里岳、知床連山を眺め歩く絶景はすばらしく、また、昨年、念願のホテル、ARM美幌がオープンしたことも相まって、滞在型観光の資源となる可能性を秘めています。

新年度では、開通に合わせた体験ツアーの実施や、観光パンフレットの全面更新を行い美幌町の魅力を発信するとともに、関係自治体と連携し広域観光を推進してまいります。

交流促進センター「峠の湯びほろ」は、町民の憩いの場として毎年10万人を超える方に御利用いただいております。

新年度においては、RVパークやテント泊利用者の利便性向上のため、交流ホールを改修し、温泉施設の営業時間外でも利用できる屋内トイレや屋外シンクなどを設置するほか、ライダー用テントスペースの拡張により、利用者の満足度向上を図り、さらなる集客につなげてまいります。

昨年12月、本町と一般社団法人全日本司厨士協会北海道地方本部は、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化を図ることなどを目的とし、食を通じた地域活性化に関する連携協定を締結いたしました。

今後においては、地域特産品を活用した商品の開発や食を通じた本町の魅力の発信などについて、連携した取組を推進してまいります。

新年度においては、町民の食に対する可能性の機運を醸成するため、キックオフイベントとして講演会を開催するほか、町民

向けプログラムとして、新たな具材（素材）や、商品のコンセプトづくりなど、新商品や既存商品のブラッシュアップを行い、スタートアップとスタートダッシュを図るための「食品アップリフトアドバイザリー事業」を実施してまいります。

近年、特殊詐欺の手口は複雑化・巧妙化しており、ネット通販トラブルも増加しています。安心して暮らすことができるよう消費生活相談体制の充実と消費生活の安全確保に努めてまいります。

＜住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり＞

北海道横断自動車道網走線、端野高野道路は、平成31年に事業化され、令和4年度から高野地区においても工事が始まっており、また、女満別空港網走道路においては、昨年12月に第3回目の地方小委員会が開催され、今後、対応方針の決定により早期事業化が期待されるところです。

早期開通に向け、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会による中央要望をはじめ、あらゆる機会を通じて、国や北海道に整備促進を強く働きかけてまいります。

町道については、地域の要望を勘案の上、緊急性や安全性の確保を念頭に置きながら計画的な整備を進めています。

新年度においては、国の交付金を活用して、第505・509号（新町2、3丁目）の整備、60号橋（都橋）の補修工事、100号橋（福住）の撤去に向けた実施設計、五月橋（豊幌）の補修に向けた実施設計を行うほか、町道5路線の道路・歩道の整備を進めるなど、通行車両と歩行者の安全確保に努めてまいります。

除排雪体制の充実を求める声は多く、重要度の高い行政サービスであると認識しています。市街地区の間口除雪を継続し町民の除雪の負担軽減を図るほか、民間事業者と農村地区除雪組合の御協力の下、引き続き早期の通行確保に努めてまいります。

また、自治会における「たすけあいチーム」と連携し、間口置雪対策に取り組むなど、冬期間における安心安全な生活環境の維持に努めてまいります。

網走川と美幌川が合流する本町では、台風や大雨の影響による河川の増水によって、一部の市街地において、浸水被害が度々発生しています。排水ポンプや発電機を常時配備し、樋門の管理体制を強化する一方で、河川管理者である国や北海道と連携の上、治水対策に取り組んでまいります。

また、町が管理する普通河川においては、時限的な河川緊急浚渫推進事業債を活用し、河道及び沈砂池のしゅんせつを進め、河川環境の整備と保全に努めてまいります。

本町は、比較的コンパクトに市街地が形成されていますが、近年は空き家も目立つようになり、今後人口の減少が予想される中において、都市機能の集約と居住誘導区域の設定など、さらにコンパクトシティの推進を図っていく必要があります。

現在進めている都市計画マスタープランの見直し、立地適正化計画の策定により、市街地のにぎわいの方向性を示してまいります。

町内には、せせらぎ公園をはじめ、町民の憩いの場として親しまれている都市計画決定公園が23か所あり、1人当たりの公園面積は全道平均を大きく上回っています。

供用開始から年数が経過し、施設や遊具の老朽化に対する計画的な更新整備を進めるとともに、新年度においては、あさひ運動公園トイレの洋式化への改修などを行い、安心して利用いただける環境を整えてまいります。

本町には、16団地・77棟・795戸の公営住宅があります。住宅セーフティネットの機能を保持するため、適切な維持管理に努めていますが、耐用年限を迎える住

戸も多く、建て替えや改善を年次的に進めていく必要があります。

このため、美幌町公営住宅等長寿命化計画に基づき、人口減少を見据えた将来の管理戸数を設定の上、建て替え等を計画的に進めてまいります。

新年度においては、仲町公住の建て替えに先立ち、現入居者の仮居住先として建設する旭団地7号棟（30戸）の実施設計の継続に加え、既存の旭団地1号棟の屋上、外壁改善を行うなど、安全に暮らせる住環境の確保に努めてまいります。

平成23年度に開始した住宅リフォーム促進補助事業には、これまでに1,500件を超える申請があり、工事費の総額は36億円を超えるなど、住環境の整備と地域経済の活性化に重要な役割を果たしております。

昨年度から、一部制度を見直し、再利用を可能にしたほか、工事費の下限額の引下げ、補助対象工事を拡充するなど、より利用しやすい制度へと改正を行ったところですが、事業効果も高いことから引き続き実施してまいります。

一定の条件を満たす空き家（不良住宅）を除却する際の補助制度を令和3年度に創設し、昨年度は募集に対し8件の申請があり、応募件数が到達している状況に至ったことから、新年度においては、予算の増額を行い、自主的な除却を促進し、住民の安心で安全な住環境の確保を図るとともに、空き家の解消を積極的に進めてまいります。

また、空き家を活用した移住体験住宅整備事業補助金についても、継続し広く周知を行い、空き家の有効活用と交流人口の拡大を図ってまいります。

水道事業は、給水人口の減少に伴う給水収益の減少と、老朽化に伴う水道施設の更新が課題となっております。

重要なライフラインとして、地震等の災害時においても必要最低限の水を安定的に

供給できるよう、日並浄水池の耐震補強に係る実施設計及びろ過設備更新工事、計装機器類の更新のほか、高区RC配水池耐震補強工事、老朽した配水管の計画的な更新など、水道施設の耐震化と経営基盤の強化に努めてまいります。

水道未普及地域については、水質検査費用や家庭用浄水器の設置費用の助成のほか、昨年度創設の飲用井戸の整備費用補助制度を継続し、飲料水の安全対策を推進します。

昭和56年10月に供用を開始した下水道事業は、人口減少による使用料収入の減少、施設や設備の老朽化に伴う投資の増大など、経営基盤の強化を図る必要があります。

新年度においては、終末処理場の中央監視設備更新の継続工事、下水道管渠を計画的に更新するほか、施設の耐震化や長寿命化に取り組むとともに、下水道計画区域外においては、個別浄化槽を設置し水洗化を図るなど、生活環境の改善と持続的に安定した下水道サービスを提供いたします。

＜夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり＞

学校教育においては、学校・家庭・地域が連携して子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和の取れた教育環境を推進してまいります。

就学時に少人数指導を行うことで生活習慣と学習規律を身につけられるように、町費による臨時教員を配置し、小学校第1学年において30人以下学級を実践してきたところですが、新年度からは第2学年まで拡大し、低学年におけるきめ細やかな学習環境を一層充実してまいります。

少子化による影響で児童生徒数の減少が続いている、小学校においては1学級となる学年も増加しています。今後においては、義務教育9年間を見通した教育の推進と、持続的な教育環境を確保した、小中一貫教育を推進する必要があるため、令和

13年度の開校を一つの目安として、義務教育学校の早期実現に向けて取り組んでまいります。

生徒数の減少によって学校単位での部活動の運営は厳しくなってきており、将来にわたり生徒たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、将来的には地域クラブ活動への移行を目指し、新年度からは一部部活動について拠点校方式での取組を導入してまいります。

学校給食においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、従来から多子世帯（第3子以降）においては給食費の無償化を実施していますが、昨年10月からは、第1子・2子について半額を助成しており、事業継続により全ての子育て世帯を応援してまいります。

また、美幌産の農産物と特産物を学校給食で提供し、町産食材のおいしさを伝えることで、食育及び地産地消の推進に取り組んでまいります。

美幌高等学校は、本年度から農業科2間口が未来農業科1間口へ再編され、普通科2間口も定員割れが続いていることから、生徒募集と高校の魅力化に向けた取組を強化する必要があります。

新年度においては、寄宿舎寮費及び運営費の補助、生徒募集経費、学習環境及び学力向上支援を継続実施するほか、地域みらい留学参加経費の拡充、民間下宿の追加、農業科実習服の充実など、生徒募集活動や学習環境に資する経費の支援を行い、美幌高等学校教育振興対策協議会と連携の上、オール美幌体制で入学者の確保に努めてまいります。

本町の次代を担う子供たちの抱く夢実現のため、必要な事柄を自らの力で考え、それらを表明し実行する活動に対し支援するため、企業版ふるさと納税を活用した「びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業」を創設し、子供たちの夢を後押しします。

また、芸術文化活動において高い技術と感性を有する青少年を対象に、全国大会等の出場経費を助成する「未来のアーティスト応援事業」により、本町の文化振興を担う人材の育成に取り組みます。

建設から45年を経過する図書館は、施設の老朽化と狭隘化、駐車場不足などの課題を抱えており、新図書館整備に向け基本構想を策定してきたところですが、財源確保や建設場所などの課題があることから、事業実施時期を先送りし、関係機関との協議を引き続き行いながら慎重に検討を重ねてまいります。

博物館においては、貴重な収蔵資料を活用した特別展、企画展及びロビー展を開催し、町民の学習意欲を高めるための役割を果たしてまいります。

また、学校教育と連携した体験学習や各種講座を積極的に開催し、児童生徒をはじめ、町民の好奇心を高める活動を進めてまいります。

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠であり、スポーツに親しむ環境づくりが求められています。

新年度においては、陸上競技場のトラックに全天候型マットの敷設や、リリー山スキー場照明のLED化を実施するほか、トレーニングセンター耐震改修工事の実施に向けた準備を進め、老朽化した施設や設備の長寿命化に取り組んでまいります。

また、夢に向かって努力する子供たちを応援する「未来のアスリート応援事業」を継続するほか、スポーツ団体が企画する講演会等を支援するスポーツ講演応援事業を創設し、競技力の向上とスポーツ振興に努めてまいります。

#### 【むすびに】

以上、町政執行の基本方針と令和6年度の主要施策について申し上げました。

近年、新型コロナウイルス感染症をはじめ、激甚化し頻発する地震、異常気象によ

る局地的な豪雨や身の危険を感じるほどの猛暑など、経験したことのない様々な自然災害が頻発しており、今後においても想像をはるかに超えた災害がどの地域でも起こり得るものと考えています。

私は、今後どのような困難な状況に直面した場合でも、町民の皆様の命と、安心して生活できる環境を守るために、常に皆様の先頭に立ち、乗り越えていく所存であります。

そして、これから美幌町を「元気な美幌」「活力ある美幌」「笑顔あふれる美幌」を目指して、一層努力してまいる覚悟であります。

どうか、町民の皆様、議会議員の皆様におかれましては、引き続き町政推進に変わらぬ御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、令和6年度の町政執行方針といたします。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、14時35分とします。

午後 2時28分 休憩

---

午後 2時35分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和6年度教育行政執行方針について、教育長の発言を許します。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 令和6年度教育行政執行方針を申し述べさせていただきます。

#### 【はじめに】

令和6年度予算を御審議いただく美幌町議会定例会におきまして、教育行政に関する執行方針を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜り、学校教育、生涯学習、文化・スポーツに係る各種施策を推進してまいります。

人口減少・少子高齢化、高度情報化などの進展に加え、国際情勢の不確実性が高まる中、今まさに激動する予測不能な時代が到来し、我々を取り巻く環境は大きく変化

しております。

先行きが不透明であっても、子供たちが未知なる時代を切り開く力を身につけ、町民一人一人が心豊かに暮らせる社会の実現のため、教育行政の果たす役割はますます重要であるとともに、持続可能な社会のつくり手の育成や、多様性を尊重し合う共生社会づくりが教育現場にも求められています。

このため、新年度におきましても「人間性豊かな教育を目指して」とした「美幌町教育大綱」の目指す姿を実現するため、複雑化・多様化する課題に真摯に向き合いながら、本町の教育行政に全力を挙げて取り組んでまいります。

#### 【基本的な考え方】

令和6年度の教育行政の執行に当たり、「第6期美幌町総合計画」を柱に「美幌町教育大綱」並びに「第8次美幌町社会教育中期計画」の取組を着実に進めてまいります。

あわせて、総合教育会議における町長との協議を踏まえた町行政との連携の下、家庭・学校・地域・関係機関の協働をさらに進めながら、本町教育の持続的な発展に向けて、次の重点施策に取り組んでまいります。

#### 【重点施策の展開】

##### 《幼児、学校教育の充実》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という予測困難な事態から4年が経過し、新型コロナウイルス感染症は5類に移行しましたが、各学校においてはオンライン等の活用と工夫を行いながら、児童生徒の学びを止めない活動を続けております。

また、少子化の進行による学校の最適化や部活動の地域移行、不登校児童生徒の対応など様々な課題を抱えている状況にあり、美幌町の次の時代を担う人材を育成するため、教育の果たす役割はますます重要なと/or>おります。

このような状況の中、ふるさと美幌で子

供たちが生き生きと学び育つことができ、未来の持続可能な社会のつくり手となり得るよう、その資質や能力を育成するため、保護者・地域・学校をはじめ、関係機関と連携して各種施策に取り組んでまいります。

＜子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進＞

#### SDGs・ESDの推進。

持続可能な開発目標（SDGs）の達成のため、地球規模の様々な課題を自分ごととして捉え、解決に向けて行動する力を身につけるとともに、SDGsが目指す持続可能な社会の担い手を育てる教育（ESD）の理念を踏まえた学校経営に取り組んでまいります。

#### 幼児教育との連携・充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成を培う重要な時期であり、幼児教育は「教育の始まり」として、豊かな感性に触れる機会や表現する機会を通じて、学習の基礎固めする役割を担っております。

幼小の接続を円滑にするため、要保護児童対策地域協議会をはじめ、認定こども園や町立保育園、子ども発達支援センター等の関係機関との相互連携の充実に努めてまいります。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法や指導体制の工夫改善を行い、児童生徒一人一人の新しい時代に必要となる資質・能力の育成に取り組んでまいります。個の理解度に合わせた習熟度別指導やGIGAスクール構想によるICT機器の積極的な活用、教員の研修会への参加や外部講師による校内研修会の開催など、指導主事2名体制により教員の指導力向上と授業改善を推し進め「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ります。

また、言語活動を通じて育成される読解力や語彙力などの言語能力は全ての教科等

における学習の基盤であるとともに、ICT機器を活用し学習活動等を通じて育成される情報活用能力は、これからの中の発達段階においても必要不可欠なものであります。引き続き、学校図書館等を有効利用した調べ学習や、新聞を生きた教材として活用するなど、言語能力と情報活用能力の向上に取り組んでまいります。

#### 特別支援教育の充実。

特別な支援が必要な子供が乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援を受けられるよう、美幌町特別支援教育連携協議会をはじめ、福祉・医療・教育等の関係機関の連携により、児童生徒や保護者の多様化するニーズに対応してまいります。

また、個の特性に応じたきめ細かな教育支援を行うため、学級編制に合わせて特別支援教育支援員28名を配置する中で、個別の指導計画・教育支援計画の活用や保護者との相談を重ねながら、効果的な支援を行ってまいります。

#### キャリア教育の充実。

未来に向かって創造的に考え、主体的に行動する児童生徒を育むため、自らの学習状況や将来の在り方を考える学びをつなぐためのキャリア・パスポートを活用しながら、自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。

#### 体力・運動能力の向上。

児童生徒の運動能力を向上させるため、体育授業の充実をはじめ、教育活動全体を通じて体力を培うほか、家庭や地域の連携による部活動や地域の少年団活動を奨励してまいります。

あわせて、引き続き関係団体の御理解と御協力の下、水泳、スキー、スケートにおいては、外部講師のサポートを受けながら授業を実施してまいります。

#### 道徳教育の充実。

「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて人間としての自分

の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育を推進します。

道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間の特質に応じて児童生徒の発達段階を考慮し、適切な指導を行ってまいります。

#### ふるさと教育の充実。

ふるさと美幌を愛し、夢を持って学び続ける児童生徒を育むため、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業等について理解を深める学習活動を通して、地域の魅力や課題などを学び、地域の将来を担う人材を育てる教育を推進します。

#### 英語教育の充実。

心豊かで自他を尊重し、共に高め合い支え合う児童生徒を育むため、美幌町の教育が目指す英語教育の充実に取り組む中、グローバル社会において活躍できる人材を育成するため、高等学校卒業までに外国語でコミュニケーションが取れるよう「聞く・読む・話す・書く」の力を総合的に育んでまいります。

引き続き、小学校3校の連携により外国語専科教員による巡回指導の継続・充実を図り、全小学校に設置するイングリッシュルームの活用と、2名の語学指導助手（ALT）のサポート体制により、一層の語学教育の充実に努めてまいります。

#### 学校教育施設環境の整備充実。

子供たちが快適で安心して学べる良好な学習環境を維持するため「美幌町学校施設長寿命化計画」を基に、計画的な施設設備の改修に努めてまいります。

新年度においては、昨夏の記録的な猛暑を受け、児童生徒の命の危険を守るとともに健康に配慮した教育活動を継続するため、町内の小中学校の普通教室をはじめ各教室にエアコンを整備するほか、中学校2校のバスケットゴールの修繕、東陽小学校、旭小学校、美幌中学校の体育館におい

てはLED照明設置工事を実施してまいります。

このほか、給食センターでは、調理用大釜と小釜の更新などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

スクールバスの運行については、安全運行に努めるのはもとより、児童生徒の利便性を考慮した運行を行うとともに、少人数の場合にはハイヤーを代替として活用するなど、引き続き効率的で安全な運行に努めてまいります。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加する中、より高度で専門的指導がふさわしいとされる場合、美幌町の児童生徒は北海道北見支援学校（北見市川東）が就学校となります。保護者による毎日の送迎の負担を軽減するため、北見支援学校への登校便の運行を引き続き実施してまいります。

#### 高等教育への支援の充実。

オホーツク管内で唯一農業科を持つ美幌高校は、農業教育の拠点として農業の担い手育成と地域の特色を生かした教育活動が進められ、美幌高校の魅力が発信されています。

町として、引き続き「北海道美幌高等学校教育振興対策協議会」をはじめオール美幌体制により、美幌高校の魅力づくりを支援してまいります。

具体的には、町外からの入学者を呼び込む「地域みらい留学」制度は、入学者の確保に有効な手段であるため、引き続き、積極的に取り組んでいくとともに、町外からの報徳寮への入寮希望者が増えている状況にあることから、定員を超えた場合は町内下宿の開設等の支援により、入学希望者にとって支障を来たすことのないよう対応してまいります。

あわせて、新年度においても、高等学校GIGAスクール構想におけるタブレット端末の貸与、農業科実習服や部活動強化支援などを通じて、未来農業科のみならず普

通科に一人でも多くの生徒が入学してもらえるよう支援を行ってまいります。

＜学びの機会を保障し質を高める環境の確立＞

ＩＣＴ教育の推進。

ＧＩＧＡスクール構想から3年が経過し、1人1台タブレット端末の導入及び小中学校の全学級に電子黒板を整備いたしました。

子供たちが、これから多様な情報化社会を生き抜くため「個別最適な学び」と「協働的な学び」をともに実現し、新たな時代に求められる創造力や情報活用能力の育成を目指すとともに、教育の質を高めるためＩＣＴ機器の適切な維持と管理を行なながら、学校内外のあらゆる場所でタブレット端末を利活用して学ぶことができるよう、環境の整備に努めてまいります。

小学校少人数学級の推進。

国や北海道においては、小学校の学級数の定数を35人以下で進めておりますが、特に小学校低学年は義務教育9年間の生活を送る基盤形成において大切な時期であります。

本町では、よりきめ細かな学習環境を整えるため、町費による臨時教員を配置し、小学2年生まで対象を拡大し30人以下学級を実践いたします。新年度も少人数学級事業を実践し、児童一人一人の理解度や興味・関心を踏まえた学習指導体制を進めてまいります。

いじめ防止の取組。

いじめ防止の取組は、学校における最重要課題の一つであります。いじめの早期発見・早期対応に向け、子供たちがいじめの被害者にも加害者にもならず、安心して過ごせる学校づくりに努めてまいります。

また、全ての子供たちが「いじめは断じて許さない」という意識を持ちながら、主体的にいじめの未然防止に取り組むことが必要であります。ネット上のいじめなど子供たちを取り巻く環境が複雑化している

現状にもあります。

悩みを抱える児童生徒のサインを少しでも見逃さないよう、スクールカウンセラーとの連携やタブレット端末を活用した相談窓口への紹介などにより、未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。

教育相談体制の充実。

不登校をはじめとする教育相談体制として、教育相談室に教育専門相談員と不登校問題相談員を各1名配置し、問題を抱える児童生徒に対して、家庭訪問や学校訪問による相談・支援を行うほか、サテライト授業では、児童生徒一人一人に寄り添いながら個に応じた学習支援を行ってまいります。

また、町内唯一の民間フリースクールでは、学校外において多様な学びが提供されておりますが、引き続き情報交換や連携の強化により、官民一体となった支援体制の構築に取り組んでまいります。

学校内においては、児童生徒の心のケアや、教職員・保護者の問題解決に向けた連携を強化するため、スクールカウンセラー3名を配置し、不登校をはじめとする校内の教育相談体制の充実と早期対応に努めるほか、タブレット端末を活用した相談窓口への紹介や道教委制度のスクールソーシャルワーカー配置を視野に入れ、一層の相談体制の充実に努めてまいります。

働き方改革の推進。

教職員の働き方改革の推進は、心身への負担軽減とともに、教育の質の向上や健康的な人生につながってしております。

本町では、令和3年3月に策定した「美幌町働き方改革推進プラン（第2期）」に基づき、教育委員会と学校が連携しながら、引き続き計画的に学校業務の効率化・平準化を目指した教職員の意識改革を進め、働き方改革に取り組んでまいります。

また、中学校の部活動では、休日の活動から地域の実情に応じて地域移行を進めてまいりますが、移行までの間、教員の部活

動指導において過度な負担とならないよう、学校と連携して持続可能な部活動体制の構築を目指し、取り組んでまいります。

#### ＜地域と歩む持続可能な教育の実現＞

義務教育学校による小中一貫教育の推進。

文部科学省は、義務教育9年間を通した教育課程、指導体制、教員の育成等の在り方を一体的に検討する必要があるとする中、学校現場では少子化による児童生徒数の減少により、授業等でのグループによる学び合いや、切磋琢磨する機会の減少のほか、学校行事では一定規模の集団形成の維持が保たれないなどの課題があります。

こうした課題を解決するため、小中学校9年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保するため、施設一体型の義務教育学校1校による小中一貫教育の導入が必要と判断し、学校施設敷地を基本とした改築や新築を行った上で、令和13年度の開校を一つの目安として、スピード感を持って取り組んでまいります。

現在、今後の美幌町教育の羅針盤とも言える小中一貫教育推進ビジョンの策定に向けて取り組んでいる段階にありますが、ビジョンの策定並びに義務教育学校開校に向けて、今後も町民の皆様や議員各位に対して丁寧に説明を行うとともに、関係者との合意形成を図りながら、皆様の御理解の下で取り組んでまいります。

#### 地域と学校の連携・協働の推進。

学校は、教育活動やその他学校運営の状況を自ら評価するための学校評価の実施及び公表、また、新年度の学校経営方針や重点課題を広く公表することで、学校・家庭・地域がおののの役割を果たしつつ、社会全体で連携・協働する「地域とともにある学校づくり」の深化に努めております。

新年度においても、学校運営協議会における情報共有や資質向上を目的とする学校

運営協議会連携会の運用により、地域の子供は地域で育てる仕組みを推進するほか、学校行事や学校便り、学校ホームページ等を通じて、学校の状況や子供たちの様子を保護者や地域に発信するとともに、地域の意見を学校運営に生かしながら、地域の皆様と一体となった学校づくりを進めてまいります。

#### 部活動の地域移行の推進。

少子化による生徒数の減少、教員の成り手不足や働き方改革により、学校単位での部活動の維持及び運営がますます厳しい状況にあります。

このため、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に取り組める体制を構築するため、地域移行に向けて取り組んでおりますが、受皿の確保、人材の確保、予算の確保などの様々な課題があることから、地域移行までには時間要するものと考えております。

地域移行への体制構築は喫緊の課題であり、部員の減少や指導者不足など、学校単位での継続が困難な部活動については、拠点校方式の導入などにより部活動を持続させることを最優先し、受皿や指導者等の問題が解決され次第、速やかに部活動の地域移行を進めてまいります。

#### 安全・安心な教育環境の充実。

本年元日に発生した能登半島沖地震は、私たちに大きな衝撃と深い悲しみを与え、改めて地震の怖さを痛感した大規模な災害となりました。

地震や台風などの災害から身を守る能力の育成に向けた学校現場での防災教育は不可欠であり、子供たちが自らの力で危険を予測し、状況に応じた判断や行動を通して危機回避できる力を身につけ、常日頃から防災意識を持つために火災、地震、台風災害を想定した避難訓練や防災訓練を実施いたします。

また、全小中学校で取り組む「1日防災学校」は、児童生徒にとって貴重な体験学

習であり、引き続き関係機関の協力により防災の要素を取り入れた授業を継続してまいります。

学校生活においては、PTAや地域の皆様のボランティア活動、警察など関係機関の御協力により、交通安全教室や自転車乗車マナーの指導、防犯訓練、通学路の安全確保、登下校時の見守り活動、不審者情報メールの配信や携帯電話・パソコン等のインターネット犯罪から子供たちを守る取組を進めるほか、親子で学べる場の検討など、保護者、地域住民、関係機関が連携し、地域ぐるみで子供たちの健やかな成長を育む環境の確保を図ってまいります。

感染症対策は、新型コロナウイルスやインフルエンザなど季節に限定することなく流行が続いているため、引き続き警戒を続けなければなりません。各学校では「学校の新しい生活様式」により感染対策に対応しておりますが、今後も継続して児童生徒と教職員の感染症予防対策の徹底を図り、児童生徒が安心して教育を受けられる環境整備に努めてまいります。

#### 学校給食と食育の推進。

学校給食は、衛生管理の徹底の下で「おいしく安心・安全な給食提供」に努めるとともに、地元産農産物や地場産加工品を積極的に取り入れ、給食を通じて食文化の継承と児童生徒の郷土愛を育む取組を進めてまいります。

近年、食生活の乱れなどにより、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しております。このため、学校と連携して給食を学校における食育の生きた教材として位置づけ、食に関する正しい知識と望ましい食習慣、成長期の食の大切さ、食べ残しによる栄養不足が引き起こす症状等の理解を深めることで、食育の充実と食品ロス削減に取り組んでまいります。

また、食物アレルギーを有する児童生徒には、医師が作成する学校生活管理指導表に基づき、保護者・学校との面談により、

安心して学校生活を過ごせるようアレルギー対応を適宜行ってまいります。

新年度においても、物価高騰の中、家計への影響を受けている保護者の皆様の経済的負担を軽減するため、引き続き学校給食費補助事業を実施いたします。

具体的には、町の補助により第3子以降の児童生徒の年間給食費を全額補助することで実質無償化とし、第1子、第2子のうち給食費の助成を受けていない児童生徒は半額補助により年間給食費を半額とするものであり、全ての子育て世帯に学校給食費への支援の輪を広げることで、安心して子育てができる環境づくりに努めてまいります。

#### 《生涯学習の充実》

第8次美幌町社会教育中期計画にある「未来と夢を創る人を育てる」「ふるさとの魅力を受信・発信」「多様性を尊重した学び」の三つの推進目標を社会教育行政の柱に、乳幼児から高齢者まで全ての町民の皆様が心身ともに健やかで充実した生活が営めるよう、文化・スポーツ活動を通じて、さらなる学習機会の充実・発展に努めてまいります。

#### ＜全ての人が自ら学び続けられる教育環境の充実＞

##### 家庭教育の推進。

家庭や地域からの教育力向上を図るため、乳児期から学齢期における子育てに関する諸課題に切れ目なく対応していくよう、乳児期における「フレッシュママセミナー」の実施や、幼児期における「家庭教育学級」の開設・活動支援、学齢期の「PTA役員研修会」などに取り組んでまいります。

あわせて、家庭での教育力も重要であることから、多くの保護者が関心を持つ学びの充実に努めてまいります。

##### 少年教育の推進。

小学生を対象に、公共交通機関を利用した町外での体験学習や、コロナ禍により実

施を見送っていた児童の通学合宿事業を再開するとともに、中高校生においては、次代を担うリーダーの養成を目的に、講習会の開催や大学生らとともに将来の夢や進学・就職するまでのキャリア教育の充実を図るため「まなび場びほろ」を継続開催することで、児童生徒の興味や関心の幅を広げ、自ら考え行動する力を育んでまいります。

また、子供たちが抱く将来の夢の実現に向け、子供たちの主体的・自主的な活動をサポートすることで自己肯定感を養い、自己の実現を図るため、新たに「びほろっ子夢へのチャレンジプロジェクト事業」を取り組んでまいります。

#### 青年教育の推進。

青年教育では、まちづくり活動への参画や子供たちの活動を支援する青年団体の自主的活動を推進するとともに、広域的な青年団体の交流と相互連携を促進するための「青年交流会」や「はたちのつどい」の開催に支援いたします。

また、「青年講座」の開催により、青年の学習の場を引き続き提供してまいります。

#### 成人教育の推進。

町民の皆様の自主的な学習活動を支援する「みんなのまなび場応援事業」、広く知識・教養を深める「イマドキ講座」や「きらり女性セミナー」を開催し、誰もが気軽に参加できる学習機会の提供に努めるほか、女性団体の活動支援を推進いたします。

また、町内在住の外国人技能実習生を受け入れる事業所が増える中、外国人の方々に仕事や生活する中で本町へ愛着を持ってもらうとともに、町を挙げて受入れの意識を持っていただき、町民の皆様とのコミュニケーションが深められるよう、日本語講座や日本の伝統文化などを学習・体験できる機会を提供する「多文化共生推進事業」をさらに充実してまいります。

#### 高齢者教育の推進。

明和大学では、多くの仲間とともに充実した学生生活を送れるよう、学生の多種多様なニーズに応えながら、学習内容の充実を図ってまいります。

また、新年度に明和大学が創立50周年を迎える記念すべき節目の年になることから、記念式典や特別文集を作成するとともに「明和大学特別公開講座」や「アクティビティニアセミナー」を開催し、さらなる高齢者の生きがいづくりと生涯学習の場を提供してまいります。

#### 青少年健全育成の推進。

青少年の健全育成や非行防止活動のため、青少年育成センターを拠点に青少年育成協議会や警察署・学校・PTA等関係機関と連携を強化しながら、指導と支援に努めてまいります。

また「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、リトルウイングや子どもみまもり隊による児童生徒への声かけ・見守り活動のほか、青色回転灯装備車両によるパトロール、お祭りの巡回活動など「地域のおじさん・おばさん」として、引き続き、町民総ぐるみ運動を展開し、子供たちの安全確保や非行防止に取り組んでまいります。

#### 芸術文化活動の推進。

町民の皆様に広く芸術文化に触れる機会を提供するため、鑑賞事業の充実と文化的な活動への関心を高めることを目的に、芸術文化鑑賞事業の取組を支援するほか、各種文化団体活動への支援と技術の向上や、文化の裾野を広げるための指導者招聘事業を継続いたします。

また、次代を担う子供たちの文化活動として、吹奏楽やその他演奏活動において「未来のアーティスト応援事業」を継続し優れた活躍を支援するほか「びほーる演劇ひろば」の実施により、子供たちが自ら創作し表現できる場を提供し、成果発表をはじめびほーるやその他各種催しへの参加など、子供たちが芸術文化の分野において活

躍できる取組を後押ししてまいります。

#### 図書館活動の推進。

社会的なニーズや時代の変化に対応し、町民の皆様にとって「利用しやすく、魅力的な図書館」を目指すため、現在の図書館の機能とサービスを見直し、一つずつ確実に改善してまいります。特に、障がい者や高齢者に優しいユニバーサルデザインを意識したレイアウトを進めるとともに、児童生徒から高齢者まで各世代に即した新しい事業展開を図ってまいります。

また「子ども未来絵本036事業」を継続し、乳幼児から切れ目のない読書環境づくりに努めるほか、学校巡回司書の取組を強化し、学校と図書館が連携して児童生徒の読書活動の推進に積極的に取り組んでまいります。

新図書館整備については、財源確保・建設場所・複合化等の課題を整理し、町行政と連携しながら取組を進めるとともに、今後は、図書館協議会をはじめ、関係機関と引き続き議論を深め、来るべき時期に着手できるよう準備を進めてまいります。

美幌町図書館基本構想に示す「誰もがいつでも 集える 魅力的な図書館」の基本理念の実現に向けて、利用者の声に耳を傾け、日々の実践を大切にする図書館運営に努めてまいります。

#### 博物館活動の推進。

町民の多くの皆様に、ふるさとの自然や歴史、芸術などのすばらしさに触れていただき、積極的に利用してもらえる博物館として、魅力ある事業づくりを進めてまいります。

教育普及では「螢が舞う風景（仮称）」をテーマとした特別展や、貴重な収蔵資料を展示するロビー展などを企画するほか、美幌町にゆかりのある著名な動物写真家の常設写真展示を充実させることで、豊かな美幌町の自然環境の魅力を広く発信し、博物館の利用促進につなげてまいります。さらに、各種団体や学校教育などと連携を図

り、体験活動を主体とした講座内容を充実し、博物館教育につながる取組を進めてまいります。

文化財の保全・保護では、指定文化財の点検、巡視を行うとともに、指定文化財「美幌小学校のかしわ」と「ベニバナヤマシャクヤク自生地」の生育環境保全作業、町史跡解説看板の設置を継続して進めるほか、埋蔵文化財発掘調査として道営農地整備事業などにおける予備調査、その他各種開発行為に伴う事前調査を実施いたします。

#### スポーツ活動の推進。

美幌町出身者が日本代表選手として、オリンピックやパラリンピックに出場し活躍することは、本町にとって大変名誉なことであり、スポーツに関わる子供たちに夢を抱かせるとともに、スポーツに親しむ方や視聴する方たちに、大きな感動と生きる活力になると確信しているところであります。

一方で、コロナ禍やライフスタイルの変化により、コミュニケーションの場が制限されるなど、心と体への影響が心配される中、スポーツへの機会は誰しもが心身ともに健康で充実した生活を送るためのツールであり、生活に必要不可欠なものであります。引き続き、多様性を尊重したスポーツの場を創設するとともに、健康増進やレベルの高い競技力の向上を図るため、美幌町スポーツ協会やびほろスポーツクラブBeetとさらに連携・協働して、より充実したスポーツ環境づくりを推進してまいります。

また、本町の青少年スポーツ活動は特に活発であり、トップアスリートを夢見る選手を応援するため「未来のアスリート応援事業」を継続するとともに、子供たちが安心して練習できる環境整備や、全国もしくは世界で飛躍する選手の育成に支援してまいります。

人口減少や少子高齢化が進む中、各競技団体においてはスポーツ指導者不足が大き

な課題となっております。学校運動部の活動やスポーツ活動を継続・充実するためには、競技者人口の拡大と指導者養成などの資質向上が求められており、指導者養成に係る資格取得費用助成を継続して取り組んでまいります。

これまでのスポーツ環境の整備充実とスポーツ基盤をさらに強化・継続し、町独自の特性を生かしたスポーツの推進が一層図られるよう、未来を見据えたスポーツの普及振興に努めてまいります。

社会教育施設環境の整備充実。

社会教育施設は、社会教育や芸術文化活動、スポーツ活動など地域における生涯学習の拠点として、これまで多くの方々が学習や交流の場として利用され、その振興に大きな役割を果たしてきております。

あわせて、災害時等における避難場所などの防災施設としての機能を有する施設であることから、特に町民会館においては災害対応に備えた訓練や酷暑時のクーリングシェルターなど、町民皆様の多岐にわたる利用に応じた運営に努めるとともに、引き続き「美幌町社会教育施設等長寿命化計画」に基づき、安心安全な施設環境を確保するため、計画的な施設整備の改修に努めてまいります。

新年度におきましても、公共施設の脱炭素化の取組による安心安全な施設環境を確保するため、びほーる反響板・リリー山スキーコース・博物館内のLED照明設置工事を実施するほか、施設機能の充実を図るためトレーニングセンター耐震改修工事の実施に向けて準備を進めてまいります。

【むすび】

以上、新年度の教育行政に臨む基本的な考え方と重点施策について申し上げました。

明治33年（1900年）11月、本町の学校教育の始まりとなる美幌簡易教育所が設置されてから今年で124年目を迎ますが、私たちには、これまで先人の築か

れた教育のよき伝統を次の世代に引き継ぐ責任があります。美幌町民の一人一人が自らの個性や能力を生かしながら、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、笑顔があふれ、共に学び支え合うことができる教育環境の構築に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

結びに、町民の皆様と議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げまして、令和6年度の教育行政執行方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（戸澤義典君） 暫時休憩します。

再開は、15時20分とします。

午後 3時11分 休憩

---

午後 3時20分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第38 一般質問

○議長（戸澤義典君） 日程第38 一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君）〔登壇〕 私からは、通告しております大きく2点について質問させていただきます。

人口減少対策について、生産年齢人口の移住定住対策について質問いたします。

国立社会保障・人口問題研究所は、昨年12月1日現在の市区町村を推計対象とした地域別将来推計人口（令和5年推計）をまとめ、これにより2050年の美幌町の人口推計が公表されました。2020年の数値と比較すると、総人口は1万8,697人から9,819人の52%に、ゼロ歳から14歳の人口は1,928人から618人の32%に、15歳から64歳の人口は1万55人から4,188人の41%になるという誰もが衝撃的な数字だったのではないかと思います。

しかし、現在の人口になることは30年以上前から推計されており、しっかりととした対策をしてこなかったことで、ほぼ推計どおりになってしまったというのが現実であると考えます。

これからまちづくりにおいて、子育て支援の強化や教育の充実を行うことは当然のこととして、生産年齢人口、いわゆる若手世代がこの美幌町に定着し続けてもらうためのさらなる取組を行わなければ、いよいよ手遅れになります。

最優先・最重要課題として美幌町ならではの施策を行うべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

大きく二つ目、美幌町の観光の在り方について、美幌みどりの村の再整備について質問いたします。

先日、全員協議会において、美幌みどりの村の再整備について基本構想が示されました。補助金を有効活用し、キャンプ場、グランピング施設を中心とした整備を行う、つまり、みどりの村をキャンプ場としてレベルアップして更新するといった内容であったと受け止めております。

まずは、みどりの村という大きなくくりでのテーマやコンセプト、グランドデザインが非常に重要になってくると思われますが、今後も、先日説明のあったキャンプ場やグランピングを中心とした考えを基本とした計画をつくっていく考えなのか、町長の考えをお伺いいたします。

以上、2点お願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） [登壇] 木村議員の御質問に答弁いたします。

初めに、人口減少対策についてですが、本町における人口減少対策は、美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、雇用の場の創出、移住定住の促進、子育て・教育環境の充実、生活環境の充実の四つの基本目標を掲げて取り組んでおりますが、これらの目標は有機的に連動してお

り、全てを総合的に推進していくことが重要だと考えております。

人口減少社会は、本町のみならず、我が国全体の課題であり、昨年発表された地域別将来推計人口においても、2050年には全体の96%の自治体で人口減少となり、また、6割の自治体において人口が3割以上減少することが推計されています。

国、地方それが役割分担の上、その課題に立ち向かっていく必要があると考えております。

本町においては、従来の子育て世帯の負担軽減対策に加えて、新たに医療費無償化の枠拡大、給食費の段階的な負担軽減など、新年度予算において提案予定であり、これらの政策を一つ一つ実施することが人口減少対策に寄与するものと考えております。

人口の推計結果を悲観的に捉えるのではなく、今後においても、あらゆる施策を検討し、皆様の御理解を得て、可能な限り展開していくことが肝要だと考えております。

令和6年度は第3期総合戦略策定の準備年度であることから、これまで実施してきた政策の効果的検証を行い、御質問の生産年齢人口についても次期総合戦略に盛り込んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、美幌町の観光の在り方について、みどりの村の再整備についてですが、みどりの村は、昭和62年に町民の余暇の活用、健康増進と文化・教育の充実及び地域の活性化を図るため、総合的な機能を有する自然休養村として建設され、平成4年に整備が完了しました。

全体面積は36ヘクタールで、上側を森林公園、下側を農村公園として位置づけており、森林公園内には、野外キャンプ場として、管理棟、テントサイト、バンガロー、あずまや、遊歩道、ジャンボ滑り台、木製遊具などが整備されております。

農村公園内には、都市と農村の交流を図ることを目的にした体験型宿泊施設のグリーンビレッジ美幌や、美幌町の歴史、自然、芸術をテーマとした資料の収集保存、体験学習の拠点となる美幌博物館が設置されております。

また、平成22年には、地元のFSC国際認証材を使用した環境共生型住宅びほろエコハウスの設置、さらには、昨年、移住相談拠点施設としてKITEENがオープンするなど、美幌町の魅力を発信してまいりました。

森林公園キャンプ場とグリーンビレッジ美幌は、利用開始から30年以上が経過し老朽化しているため、利用者の安全面の配慮を第一に、施設の部分的な修繕を実施し、運営してまいりましたが、時代の流れとともに、利用者のニーズやキャンプの楽しみ方が変化し広がっていることから、様々なスタイルに対応できる施設の整備や、長期的に安定した集客を確保するための再整備が懸案となっていました。

これまで、みどりの村あり方検討委員会の提言などを受け、再整備の検討を重ねてまいりましたが、課題となっていた施設の再整備に要する財源として、デジタル田園都市国家構想交付金の活用が見込めることとなったことから、新年度から再整備に着手し、令和9年度のリニューアルオープンを目指すことといたしました。

再整備に当たりましては、既存施設の改修、新たな機能として、ニーズの高いオートサイトの設置やグランピング施設を導入するほか、森林の中にあるキャンプ場という立地条件を生かしたアクティビティーや自然体験の提供など、施設の魅力化を図ってまいりたいと考えております。

また、KITEENを利用する方々にもワーケーションの宿泊施設として活用していただき、町外からの集客や交流人口、関係人口を増加させ、地域経済の発展に結びつけてまいります。

今後、みどりの村再整備に係る基本計画の策定を予定しておりますが、具体的な施設の整備内容、利用方法などについては、町民や施設の利用者など多くの皆様の御意見を伺いながら進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 今、町長から1回目の御答弁をいただきました。

今、私の手元に第2期の美幌町のまち・ひと・しごと創生総合戦略があります。

この24ページ、25ページを開きますと、人口の将来展望、目指すべき将来の方向ということで、美幌町の今後の基本姿勢や目指す姿の方向性についていろいろ書かれています。

ここには、若い世代が希望する結婚や出産を支える施策を推進しますとか、若い世代の定着を目指し地元学校や経済界と連携し、地元進学率・就職率の向上や、商店街の魅力を高めることで地元で暮らしたいという人を増やし、その希望を実現する施策を推進しますとか、すごくいいことが書かれています。

次の44ページに行きますと、具体的な施策がいろいろと書かれています。35ページ以降から基本戦略ということでいろいろ書かれていて、様々な取組の項目が書かれているのですが、一番最初に読み上げた基本姿勢とか、方向性とか、すごくいいことを書かれているにもかかわらず、実際に具体的な施策を見させてもらうと、申し訳ないのですけれども、今はどこもやっていいるような当然の内容が書かれているように見てとれました。

正直に言って、この内容では力を入れているとは言つていいと思います。町長から執行方針のお話もありましたが、人口減少対策、生産年齢人口の維持の部分に関

しては今回の新年度予算を見せていただいでも、もうちょっと力を入れていただけると思っていました。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） これから的人口減少ということで、先ほど30年前からという話がありましたが、現在もその状況であることは理解しております。

当然、日本の人口推計は非常に優秀であって、普通であれば大体そのとおりいくことがあります。

私は、今回の答弁の中にも書いてありますけれども、そんなに驚くことではないのかなと思っています。逆に言うと、そのことで悲観的になる必要はないということです。

ただ、何が決め手かというと、これをやれば人口減少が止まるという方策はないと思っています。新年度も含めて今まで町が進めてきたことに対して、それは弱いということであれば、正直、その時点、時点で判断してやるしかないのかなと思っております。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） もっと力強い、こういうことをやっていきたいというお言葉を町長からいただけるかなと思っていたので、今、驚いております。

確かに、人口減少だけを切り取って悲観的と思うところは問題視しております。何が問題かというと、町の経済力というものが全て福祉とか教育等にもつながる、これは全て切っても切れないものだと私は思っています。

それを維持するためには生産年齢人口の維持は必須であるので、今回の1回目の質問でお話ししましたように、人口が約半数になるけれども、人口が半数になる以上に、生産年齢人口は約40%、そして、子供に関しては32%になるということです。

す。つまり、32%の子供たちが次に大人になるので、生産年齢人口がどんどん減っていくことが問題だと私は思っているわけです。

なので、自然減での人口減少、高齢の人たちが年齢を重ねて自然にお亡くなりになっていくという人口減少を問題視しているのではなく、子供を産み育てる人たち、生産年齢の人たちの活力が下がるということを私は問題視しています。

ですから、今日は、そこに論点を置いて、生産年齢人口の移住と定住ということで質問させていただいています。

そこで、もう一度伺いますが、生産年齢人口を維持するための具体的な手法について、何かお考えありますか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 具体的にというより、今後人口が減っていくことに対しての一般論というわけではないですけれども、方法としてはもう見えているわけです。

例えば、今おっしゃいましたけれども、生産年齢人口の減少だけではなくて、若い人たちよりも、これから何をしなければいけないかというと、出生率の低下をどう抑制するかということですね。

言うならば、どんどん落ちてくるところについて、子供を産んでもらえるような関わり方をどうするか。

もう一つは、女性なり高齢の方々がどう関わっていくかということで、人口がというよりも生産年齢人口が減らないための方策が見えていると思っているのです。

今、私どもで何をやるのがいいかという中で、今できることを一つ一つやらざるを得ないだろうと思っています。

これとこれをやったからベストアンサーという話ではないので、力を込めて言うのであれば、今まででは子育て支援とか教育に力を入れたつもりです。

ただ、それだけでは駄目ですよねとよく言われている中においては、若者人口をど

うするかということが一つ、若者人口を増やすためにはどうなのかといったときに、こうするああするという部分の中でいければ、一つ一つ考えられるものをその時々で皆さんと相談しながら、その答えを選んで進めていくしかないのかなと思っております。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 今、町長が出生率の低下を抑制すべきことと捉えているというお話をされていました。子育て支援と教育に力を入れてきて、これをこれからもやっていくというお話だと思います。また、若者人口を増やすということは、その場その場で考えてというお話をされたと思うのですけれども、失敗してもいいから、チャレンジしなければどうなるか分からないと私は思うのです。

これは、町民とか議会側が、その1回の失敗をちゃんと認めるということも必要なのだろうと思いますが、やはり、これから今まで経験したことがなかった人口減少の時代に進んでいくわけです。私は、町長がスーパーマンだと思っていないですし、もう神様みたいに何でも分かっているなんてことは思っていないです。どういうことをやって、どういう結果が出るのかというのは、チャレンジしなければ分からと思うのです。

私は、子育て支援と教育に力を入れていくというのは当たり前というか、これは当然のこととしてやっていかなければならないと思います。町民がやってもらって当たり前だという話ではないです。そういうことではなくて、町の姿勢として、これぐらい力を入れていくのだという中では当たり前だと私は思っています。

その上で、若者の人口をどうやって定着させて、逆に大学や専門学校で出でていっても美幌に戻ってくるようにする。あとは、美幌に住んでいる人たちが、このまま美幌

に住み続けたいのだけれども、出ていかなければならぬ、そういったところをどうやって防止していくかということが大切ではないかと私は思うのです。

現実、どこの企業に行っても、今、本当に人手が足りなくて、今は何とか回っているけれども、全員退職が見えた高齢の人たちが仕事しているのだ、本当に数年後はどうなるか分からぬという声を多く聞きます。

なので、若い人たちが定着する、若い人たちに美幌に住んでもらう、もちろん、勉強したり、さらにステップアップして外に行くということは応援すべきだと思うのですけれども、美幌に住むという選択を持つてもらうためにどういうことをやっていくかが大切だと私は思うのです。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） そもそも論の話をすれば、前にもそういう御質問の中でお話ししたかもしれないですけれども、外から入ってくるものは別として、美幌から出でている人が多いです。今の御質問の中で、地元から出でていかないというより、戻っててくれる方法という話を考えたときに、今の流れでいけば、ほとんど学ぶために都会へ行きます。都会からどうして戻るかという話になったときに、一つは、やはり仕事があるかということだと思うのです。

そういうことを町全体で、町の施策でできるというのは、こういうことをしたらハード的に支援してあげることはできるのですけれども、町全体でその人たちが戻ってくる仕事がしっかりとつくれるかどうかという取組だと思うのです。

一方では、この頃のコロナ禍によって生活スタイルが違ってきたときに、必ずしも、地元に仕事がなくとも、例えば、テレワークによって仕事を持つて自分が戻ることも可能になってきたということが一つ変わり目ではないかと思っているのです。そ

のためにどうするかというと、こちらに住むための魅力をどうするかということを問われているのですけれども、それへのベストアンサーはなかなかなくて、まずやれることは、子育てとか教育に力を入れて、美幌には魅力があるということを伝えるしかないと思います。その中で足りないのは、美幌はいろいろなことをやっていると思いますが、そのアピール度というか、どう伝えるかということが足りないのかなとすごく意識しています。

東京のアンケート調査の中でなぜ戻らないのですかといったときに、そういう情報が得られないというのが一番多いということであれば、私が思っているような、美幌をしつかりアピールすることの足りなさは、今後しつかりやらなければいけないというものがあります。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 一般的な話でいくと、美幌は本当に様々な施策を打っていて、すばらしいと私は思っています。

外へのPRももちろん大事だと思います。それは絶対に最重要だと思うのですけれども、結局、美幌町に住んでいる人たちからすると、美幌町としては、すごくいろいろと施策もあって安心して暮らせるし、住みやすいまちでいいね、なのです。今の課題としては、テレワークをやっていて自分で仕事を持って美幌町に来られる層というのもいるし、そういう人たちも歓迎したい。そういう人たちに魅力を伝えるためにKITENをつくってというところも分かるのですが、それとは別に、美幌町に仕事がないかといったら、ないことはないのです。仕事はあるのです。しかし、行政としてという意味ではなく、その仕事の魅力化とか、美幌町としてそういう仕事があつて、住みやすさというところを連携して見せていくことが弱いと思います。

実際に専門学校や大学に行って美幌に戻

ってきて勤めている人たちもいますが、そういう人たちがなぜ戻ってくるかといったら、政策だけではなく、心の根底に美幌町は自分の地元だという思いがあるのです。これは、理屈ではないと思うのですが、そういう人たちには戻ってきてくれているけれども、もっと幅広く実は仕事もあるのですよ、美幌町は本当はこういうところがすごく優れているのですよと、美幌町がふるさとではない方にも来てもらうために何か仕掛けを打ついかないと、結局、出生数も減っていく中で限界が来るのではないかと私は思います。

今、奨学金の返済助成をやっているソーシャルワーカーの部分がありますね。もちろん、PRが前提ですけれども、例えば、こういったところの対象業種を拡大して、もっと美幌町に目を向けてもらえば、奨学金返済の助成の対象を広げるので、こういう業種でも美幌町に来てくれませんか、一緒に美幌町を盛り上げてくれませんか、そういう取組はやってやれないことはないと思います。もちろん、町だけで勝手にこれをやったらしいのではないかと思っていることは違うと思いますけれども、民間企業とか各業種の団体と意見交換をしながら、そういうことも検討すべきかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌に仕事があるという話ですけれども、仕事があつても戻らないのです。その中で大事なのは、若い世代がきちんと所得を得られるというか、所得向上をしつかりできるかできないかなのです。それを地元の企業の人たちとしつかりやれるかやれないかということがまず大事です。

それから、今の動きの中でいくと、外に出る部分においては女性が少なくなっているのです。どんどん外に出ていくというのは、高学歴になったり、女性の評価をきちんとし直さないとなかなか戻れないわけで

す。女性だけではなくて、せめて戻るためにはどうしたらいいかというと、これは本当に失礼なのだけれども、特定の業種です。例えば、医療とか介護とか今の地元に本当に必要なものを、そういう人たちに対して地元に戻ってほしいとお願いをして、例えば、今言った奨学金の返済に対しての支援をしますとか、一方では、それに対して雇っていただいたときに本人に関わる賃金を少し上乗せするということをしていかなければ、まずは戻ってこないと私は思っているのです。

そういう答えというのは、一般論ではなくて、どこでもそうです。だから、どこまでそれをやるかということをやらない限り、何ぼ若者を戻せといつても戻ってこないのです。そこについて、みんなとそこまでやるのか。

この頃、私がお話をしているのは、地元に戻る方法として特殊な部分もあるのですけれども、特定の組織の話をして申し訳ないのですが、今、役場の職員は成り手がないわけです。そういう方に中途採用で戻ってきてもらえないでしょうかというお願いをしているのです。

例えば、地元出身の女性に、子育てがしやすく仕事もあります、家族で来てくださいとの的を絞ったことをやらない限り、若い人をこちらに呼び戻すことができないと思っていますし、先ほど言った特別な職種以外の一般論の話で言う若者という大くくりの論議をしていても何も進んでいかないと思っています。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） これは、外から来るでも、美幌出身の人が残るでも、どちらでもいいのですけれども、美幌町に女性が定着してくれる必要があると私も思っています。

そうなったときに、女性が働きやすい職場という意味では、正直に言って美幌町は

弱いと私も感じています。

都市部に行きますと、女性が選ぶ仕事も選択肢がかなり広がってくると思うのですけれども、今、テレワークも適用しているコールセンター業務が女性にとってニーズが高いと私は感じています。

例えば、今、町長がお話ししたこういう層を呼び戻したいということがはっきりされているのであれば、そこに合わせた企業誘致を行うとか、もちろん女性だけではなくて男性だって必要だと思うのです。女性だけではなく、男性も平等に必要だと思っていますが、一企業として採用があるというだけではなく、美幌町の企業として、地元の企業の見える化はしていく必要があると思います。そういう企業誘致の支援、要はターゲットをちゃんと絞った企業誘致が必要だと思いますが、大きい工場に来ませんかと言っても、それはなかなか簡単なことではないです。

美幌町は交通のアクセスがよく、自然災害のないところです。ただ、北海道は本州から見ると電気代が高いというところがあると思うので、そういうところも考えながら企業誘致を行うとか、地元企業の魅力の見える化をすべきと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○町長（平野浩司君） 企業を呼ぶという考えは、前はいろいろ思っていたのですけれども、今の時代に沿って、どういう方が来るのかという話をしたときに、多くの人を雇用する職種はもう限られてくると思っています。そういう中で、今、北海道が千歳を中心に大騒ぎしていて、人の移動が技術者のほうに傾いています。

この地域でいったときに、もう美幌だけの話では済まないのです。言うならば、このエリアでやらなければ難しいものがもう出てきていると思っております。

ですから、確かに来てもらうことはいいのですけれども、それよりも、今、この町に住んでいる人も含めて、いずれにしても

人口が減っていく中で、急激な減にならないような努力をどうしていくかということです。今、住んでいる方への魅力化とか、美幌町を将来的に維持するため、言うならば生活するために必要な人材をどう確保していくかということに力を入れていくのがベストだと思っております。

私もＩＴ関係の方に会ったときに、女満別空港からも近いので来てくださいという話をしていますが、電力設備はこの近くに何かあるのですか、水はしっかりとあるのですかと。水はあるといつても、電力設備がなかったときに、今言われたように、そういう企業はまず来ません。そういうことを皆さんと話していますけれども、企業誘致をやらないということではないのです。本当に確実に、今、地元に必要な人たちに戻ってもらうというのは、先ほど言ったようなことをしっかりとやるしかないと思っています。そのためには、地元に来て、北見でなくても美幌から北見に通ってもいい話だから、道路の整備を一生懸命お願いして、美幌から北見間とか、美幌から女満別、網走になったときに、住みよいところであれば、地元から仕事にも行けるので、必ずしも美幌にそういう企業的なものがなくともできるということに対して、一つ一つみんなで協力し合って、また自分も努力していくことが大事なのかなと思っているところです。

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

#### ◎会議時間延長の宣告

○議長（戸澤義典君） したがって、あら

かじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

#### ◎日程第38 一般質問

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 全てを美幌で完結しなければならないということは、私も思っていませんし、町長がおっしゃっていることはよく理解できます。例えば、本当に美幌に住みながら北見と網走に通ってもらうということはありなのかなと思うのですが、現状、わざわざ北見に仕事があって美幌に住まなければいけない理由というのは何があるのでしょうか。

私はそんなことを思っていないという話ではなく、町長としてそのあたりをどう思っているのか、伺いたいです。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 道路網をしっかりとすることによって、特定の隣の町と比べた場合に、それこそ子育てとか基本的なもの、それから、医療はどうしても第3次というと隣町になりますけれども、基本的にしっかりと町立病院があるとか、福祉の部分とか、健康づくりとか。何よりも、皆さんと話していく、町民の温かさ、町民の在り方を大事にすることが、他の町に住むよりも、隣に住むよりも、美幌から通ったほうがいいという形になると思います。

よく言われますけれども、スポーツであれば、美幌ほど支援している自治体はありません。医療費についても、今は皆さん大体同じになってきましたけれども、かなりやっています。それから、子供を産むということでは不妊治療とか、ほかのまちよりもやっています。そういうことをしっかりとアピールして整理することによって、美幌はいいねと言っていただける人も結構いらっしゃいますので、人口を減らさないということの一つの戦略になると私は思っています。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 美幌町民の温かさはほかの町には絶対負けないものだと、私も美幌に住んでいて、ずっと感じています。

町長が今お話しされたスポーツ・文化の支援、不妊治療の支援というところも美幌は早くから取り組んでいたり、少年団活動や町民のサークルの支援というところはすごく力を入れていていいと思っております。最初におっしゃられた子育てですが、それがほかの町と比較してどうなのかと考えたときに、正直に言って、私はそこまで強くないと思っています。やっていないかと言われたらやっていないことはないけれども、わざわざ美幌から北見に通わなければならぬ理由があるほど美幌の子育てが強いかというと、正直に言って、私はそこまでではないと思っています。

その上で、これは町民の方からいただいた声です。「美幌は産婦人科がありません。美幌町に産婦人科をつくるというのは、すごく難しいと思うので、簡単なことではないと思うのですが、交通費の助成とか何か緊急のときには救急車が使えます」と。もちろん、そういうことも制度としてあったら安心だと思うのですが、冬に産婦人科に健診に行きますというときに、おなかが大きい女性が1人で病院に行けるかというと、こういうところもネックになってくるという話はよく聞きます。

交通費を出していても、結局、その交通費を使って公共交通で駅から離れた病院に行けるかというと、なかなか大変というところもあると思っています。

女性の働きやすさということでいきますと、町民の方からよくいただく声は、預かり時間の延長です。もっと早くからとか、遅くまで預かってほしい、どうやっても仕事の都合でもうちょっと長く預かってもらいたい、朝早くから行かなければならぬ

ときがあるというときの対応です。あとは、病児保育の実施です。病児保育をしてもらえるともっとありがたいということです。

そういう話をいただいたときに、今、美幌町でそれが簡単にできるかというと、保育士の関係とか施設の関係もあると思うのですけれども、一番大変なのは保育士を確保するというところだと思います。

先ほど町長から、女性に美幌町に住んでもらうためのソーシャルワーカーの需要というお話をありました、そことも連携すると思うのですが、保育士の待遇改善です。美幌町単独で保育士の待遇をもっと改善してあげて、美幌町として必要な機能を担えるようにということを考える必要性はあると思います。

病児保育と預かり延長、あとは、産婦人科の健診のときにタクシー利用を助成しますということですね。自分の車で行ける方はいいと思いますが、自分の車では行けないのでタクシーを使ってほしいと、病院がないのであれば、それぐらいやってもいいと思うのです。

そのあたりの検討はどうなのか、お答えください。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 子育てに関して町民がこういう話をしているということに対して、いろいろ意見をいただいたことはあります。ありがとうございます。それを一個一個全部やりますということに本當になるかどうかなのです。当然、財源のこともありますし、そういう意見をこれから参考にして、どれがということを考えていきたいと思います。

今、ここまで出生率が減って、妊婦の方が減った中で、北見に行くエントリーネットをやっていますけれども、以前、私は、いっそのこと、北見の病院の先生が月に何回か美幌町立病院に来てもいいではないかという話を1回したことがあります。

でも、それは、あちらのまちが出さない限り、年間に何十人かになって、それが現実的に難しいという話になった場合には、木村議員がおっしゃったように、公共交通ではなくて、こっちからしっかり安心して通う、行き帰りできるというのも一つの手だと思うのです。

ですから、今言われたことの中でどれをやるかという話になれば、預かり保育についても、一時預かりも、国が言っているよりも私どもは延ばしました。

それから、今、問題になっているのは、預かりの時間帯の話は言われたとおりで、いろいろと検討したくても、保育士の問題とか、これもいろいろなことでどうなのかという投げかけはしているのですが、最終的にこれがベストというものを見いだせないまま来ているのも事実です。

一方では、いろいろな制度を変えることによって、そういう方に対しての処遇を改善したり、多くこっちに来てもらう方法はないかということを原課と一生懸命考えているのも事実ですので、全くしないということではないです。ただ、言われたことは何でもやれるという状況でないこと、そして、それをどう選ぶかというのが政策の選択だと理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 今、いろいろと考えられているというお話もいただきましたので、私が最初から訴えておりますとおり、単純に人口減少というところで悲観するのではなくて、生産年齢人口の維持をどうしていくかということは今後もぜひ考えて、先手先手で、ほかの町がやっていないからやらないではなく、ほかの町がやっていないことにもぜひチャレンジしていただきたいと思います。

これで、一つ目の質問は終わらせていただきます。

続いて、みどりの村の再整備についてで

す。

先日、全員協議会で説明いただきましたが、こちらはいつから計画していたのか、スケジュールなどを教えていただけたらと思います。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） みどりの村の再整備については、町長になった時期というよりも本当に前から考えております。私は経済部長もやらせてもらっていますし、教育委員会のときも、博物館があることで、最後に残るのは、再整備するときにどこまで投資をするかという財源も含めて非常に悩んでいました。

答弁にも書いてございますけれども、これ以上の時間は待てないよねといったときに、今回の田園交付金で勝負をかけようということで、補助をもらうための一つの方針として具体的に指示を出したのは、私が町長の2期目になってからです。補助をもらうためのプランのまとめをしてくれという具体的なものを示したのはそのぐらいの時期です。ですから、再整備でこれをこうしていきたいということはあったのですけれども、補助をもらうための資料としてまとめ上げないと補助は取りに行けないと言ったのはそういう時期であります。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） もう一度、プランとしてまとめたのは、その補助金が来る前ぐらいの時期ということですか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の補助を申請するためには、一つの計画としてまとめなければ前に進まないということでしたので、具体的に指示を出したのは町長の2期目になってです。ですから、昨年の5月以降にみどりの村をやりましょうということで、財源的にこれでいけそうなのでということで指示を出しました。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さ

ん。

○1番（木村利昭君） ということは、補助金のタイミングもあろうかと思うのですが、今回の交付金の申請期限はいつになるのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） お尋ねの交付金の申請期限は、本年1月でございます。よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） ということは、本年の1月までに交付申請をして、その計画をつくって、具体的にこういうことをやりますということを出さなければならない期間というのは、この示されたスケジュールということですか。

実施設計と外構実施設計、建築改修設計ということで、令和7年度までというイメージでよろしいでしょうか。それとも、令和6年度中にはある程度の形にして申請を上げなければというものがもあるのであれば教えてください。

○議長（戸澤義典君） 地方創生担当主幹。

○地方創生担当主幹（竹下 護君） 御答弁申し上げます。

今回の交付金の交付年度につきましては、3か年事業となってございまして、令和6年度、7年度、8年度となります。6年度に基本設計、実施設計を行い、そこで内容が固まってくるということで、それぞれの年度に、計画に当たる交付金や工事費に当たる交付金が交付されるというスケジュール感でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 分かりました。

では、もう一度改めてお伺いをさせていただきますが、今回のみどりの村の再整備

について、ハードの面については、前回の全員協議会で基本構想の図だったりでハードの部分が示されたと思うのですが、これを基本に進めるということでよろしいのでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） そのとおりでございます。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 重複するような形になってしまうと思うのですが、私は、美幌みどりの村というのは、すごい資源を抱えていて、これからも可能性があるだろうと思っています。

今、あの公園を新しくつくろうと思ったら、本当に何億円ではできないと私は思っていますし、有効活用次第では大化けする可能性はあるのではないかと思っています。

なので、その上でこの質問をさせていただくのですが、ほかのまちにもつくろうと思ってもなかなかつくれない、あれだけのみどりの村という施設があるということは、それは美幌町にとって生かすも殺すもというところだと思うのです。私は、あの施設をこれから長年生かしていくためには、単なるキャンプ場やグランピングという話ではなくて、美幌町として大きいテーマがまず必要ではないかと思っています。

例えばですけれども、今、美幌町はゼロカーボンシティ宣言をされていますので、そういったところに特化したテーマを感じてもらう施設にする。また、みどりの村をすぐ身近に感じられるところで言うと、今、北海道3大かわいい動物プロジェクトというものがあり、シマエナガ、エゾモモンガ、エゾリスがそうです。これは今、道外、道民のどちらの観光客にもすごく人気で、ガチャガチャとかお土産でもシマエナガグッズはすごく人気なのですけれども、これが美幌みどりの村では3種類とも見ら

れるのです。

かつ、そこに博物館があるということは、北海道として、美幌町としての生態とか生物、四季というものをみどりの村で感じてもらえると思うのです。それを、美幌町として、しっかりグランドデザインとかテーマを持って、そのテーマとかグランドデザインを感じてもらえるテーマパークとしてみどりの村を活用すべきだと思うのです。

私は、その上での手段としてグランピングとかキャンプ場があるべきかと思うのですけれども、今回の整備の提案がキャンプ場やグランピングから始まっているような感じがしてならないので、そのあたりの思いとか考えをぜひお聞かせいただきたいです。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、補助を取るための組立てとして、どうしても物に行ってしまうということがあります。そういう意味では、今後、基本計画をつくる中で具体的に踏み込んで示せると思っています。

ただ単純に、デジタル交付金をいただくための計画については、今指摘されたことは明確に全て整理されています。皆さんに説明したのは、分かりやすく、どれぐらいかかってどんなものをという話ですから、ある意味では、森の中でやるキャンプ場という概念の中で、それはどういうことかということを明確にしています。ですから、今まであそこは自然休養村の認定を受けていませんけれども、都市と農村の交流ということで当時はやりとしてやったわけです。そして、構造改善事業の農業と林業でトータル的に20億円ぐらいかけてやったということもあった中においては、明確にここはどうということを引き継ぎ、今、新たにどういうこととなったときに、体験・体感する観光とか、今、体験するエリアとして町民の方に多く来ていただいているということになったすごい場所だと思ってい

ます。

そういうことでいけば、一つの考え方として、今の滞在型観光へのシフトとか、今、新たに宿泊も伴ってみどりの村で完結するようなワーケーション、そういうことをきちんと整理した考え方で国にお出ししているのです。そうでないと、こんなことをやりますといったときに、グランピングの形でどういうことをやろうとしているのか、皆さんはテント的なイメージだと思いますが、そうではないのです。

北海道で言うならキャンプ場をどうするといった場合には、どういう魅力がある、この頃は冬キャンプがはやっていて、冬をどう楽しむかと。それから、キャンプ場は、今後どうなのですかと、見通しということを全部聞かれているので、そのことも含めて、美幌でもあそこでバイクを使ったものをやったり、そういうこともきちんとやっていくということを整理した中で申請をしている状況であります。

ただ、今回、お金とか時期のことがあつたので、皆さんにはその要点だけをお出ししている部分があつて、今、木村議員がおっしゃったように、これでは中身が見えないということに対しては、これからきちんと皆さんにお出しした中で判断をしていかなければならぬと思っております。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） もちろん、お金とか整備するのにかかる費用とか補助金の申請の流れとかもあるので、そのあたりは理解はするのですけれども、私たち議会議員も、私だけではなくほかの議員もそうだと思うのですけれども、美幌町民なのです。では、幾らかかります、こういう施設をつくりますよの説明に思いとかテーマとかは絶対必要だと思うのです。それを先に示してもらわないことには、これだけのお金がこんなにかかるものなのか、それをやるた

めにはこれぐらいかかるからしようがないよねなのか、そのあたりは大事だと思います。ですので、ぜひ、今回のグランピングとかもそうですけれども、収支計画、そして、その収支計画を達成するための方策とか具体的な部分を示していただきたいと思います。

先ほどのお話と重複すると思うのですけれども、美幌町のみどりの村というのは美幌町を感じるテーマパークだよねという言い方をするかは別としても、やはり美幌町にはみどりの村ありというところを示すためには、テーマとか、グランドデザインとかをまず町民にも示さなければ駄目だと思います。そして、それが理解できないことには、私たちも再整備は必要だと思っていますけれども、10億円もかけて方策もないのに、テーマもないのにグランピングをやってと思ってしまうところがあると思いますので、そのあたりはしっかり示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、御指摘いただいたことは、今後、具体的にしっかり示していきたいと思うのです。私も最初からあそこに関わって、用地処理をした者としては、本当に大変な思いでつくりました。

本来求めてきたものが、コロナ禍もそうですし、経済が下がったときに、もうちょっと手をかけてしっかりみんなで守るべきものが、こんなに衰退とは言いませんけれども。ただ、言えることは、町民の方々に家族連れでごく来てもらえるようになったということは大事なので、お金をかけるだけではなくて、みんながあそこに集えるように。例えば、桜の時期は桜が咲いていたり、秋は紅葉、冬は斜面でウォーキングをしたり、遊べるということでは大事な財産だと思っておりますので、その辺をしっかり皆さんに伝えた中で、今回提案した内容で。

また、グランピングも、イメージする

と、グランピングかと思うのですけれども、これもこれから一つの形態の中では、テント型とか、コテージ型とか、トレーラー型とか、いろいろな分類の中で、どういうものがこれから北海道に向いていくとか、どういうものが一つの流れかというのも、リサーチした担当ではかなり悩んでまとめてありますので、言葉が足りないところはしっかり説明した中で御理解をいただく努力はしていきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 1番木村利昭さん。

○1番（木村利昭君） 施設整備ももちろん大事だと思うのですが、現状のまま、ただ施設がリニューアルしただけではみどりの村を再活用できるとは思っていません。

やはり、先ほど違うところでの質問でもありましたけれども、町長もおっしゃっていたように、美幌町の魅力はやはり人の温かさだと思うので、体験、体感、そういうアクティビティーを楽しんでもらうためには、あそこにちゃんと生かしてくれる人をしっかり置いて、そういう人たちに美幌町を体験、体感してもらえるようなサービスも提供しなければ駄目だと思っています。

そのあたりの人づくり、もしくは、外注してそういうことを専門に生かしてくれる企業があるのか、今後、そういうところも併せて必要だと思うのですが、そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、指摘をいただいたことについては、しっかり検討していきたいと思うのです。

まずは、人づくりも含めて、委託とかそういうこともそうなのですけれども、まずは関わる人づくり、それから、今後、施設をつくった場合に負担がかからないようなことも考えていかなければなりません。近隣の状況を見たら、つくったはいいのですけれども、維持するのが本当に大変とい

うことも感じるところがありますので、しつかりやりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（戸澤義典君） これで、1番木村利昭さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は、16時30分といたします。

午後 4時19分 休憩

---

午後 4時30分 再開

○議長（戸澤義典君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君）〔登壇〕 ただいま、議長より一般質問の発言の許可をいただきましたので、さきに通告しております大きな3項目について、順次、質問させていただきます。

本日最後の一般質問であります。本当に長時間になってお疲れだと思いますが、よい答弁のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目、選挙支援についてであります。

1番目、選挙投票率向上対策について。

2023年4月の統一地方選挙は、美幌町において、道議会議員、町長、町議会議員選挙は無投票となり、北海道知事選挙のみとなりました。選挙投票行動が薄れているのも現状であり、美幌町における投票率は49.4%で、オホーツク総合振興局の中でも最低の投票率となっており、全道町村平均投票率は59.4%であることから、全道的に見ても投票率は低い状況になっております。

投票に関しては、距離のある投票所まで移動手段がなく諦めたり、ハイヤーを使ってまで投票に行きたくないという高齢者や、郵送による投票も条件が厳しいため、投票ができない方もおられます。

全国にはいろいろな工夫をしている自治

体もあります。

茨城県つくば市では、令和6年の市長選挙において、自宅前で期日前投票ができるオンデマンド型移動投票所を導入することを発表し、また、愛媛県四国中央市では、山間部への期日前移動投票所の開設や、障害者手帳などの交付を受けている人が投票する際のハイヤー代の全額補助を行い、投票率の向上につなげております。

今後の投票率向上の対策と新たな期日前投票所の考えについてお伺いいたします。

2点目、選挙支援カードの導入について。

誰もが投票しやすい環境整備として、障がいのある人の投票率の向上が挙げられます。少数かもしれません、精神障がいや肢体不自由、知的障がいなどで投票支援が必要な方もおられます。

全国的には、投票お助けカードというものを導入し、代筆するという制度がありますが、自分で投票用紙に書くのが難しいので、係の人に代わって書いてもらう代理投票の依頼などをできるカードの仕組みとなっております。

また、コミュニケーションボードを指差し、コミュニケーションを図ってサポートを促す支援カードや、目の不自由な方に対する配慮として、投票所入場整理券に印刷されたQRコードを読み取ることで、投票日、投票場所、投票時間を自動音声でアナウンスしてくれるような取組を行っている自治体もあります。

本町の選挙における支援カード等の導入の考えについてお伺いいたします。

次に、大きな2点目、合理的配慮についてであります。

合理的配慮という言葉を日常生活の中で聞かれるようになってきたと感じますが、内容を理解していない人が少なからずいると思います。

2024年4月から、合意的配慮の提供が民間企業にも法的義務化されますが、合

理的配慮とは、障がいのある人の社会的なバリアを取り除くために必要な対応を事業者側の負担が重過ぎない範囲で行うことであり、障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で感じる困難さを周りからのサポートや環境の調整によって軽減する配慮です。

このような背景を基に、理的配慮の考えに沿って、以下のとおり質問いたします。

一つ目、国保病院における理的配慮とバリアフリー対策について。

理的配慮について。

以前、耳の不自由な方から「診察が終わり、会計を待っていても、いつ呼ばれたか分からぬ」「お母さんが入院する際、先生の話や入院の手続などで言葉が理解できず、手話サークルの人に通訳をお願いした」というお話を伺いました。そのほかにも、車椅子利用の方からは「掲示板が高い場所にあるので読めない」との御意見もいただいております。

美幌町では、3年前よりタブレットを利用し、遠隔で手話通訳ができるシステムを全道でいち早く導入されておりますが、有効に利用されていないように思われます。病院でも手話が使えるようにする、また、ヘルプカードを病院側で作成してあげるなど、配慮が必要と思いますが、今後の対応について伺います。

バリアフリー対策について。

私も定期的に国保病院を受診しておりますが、玄関から受付機につながる点字ブロックにカーペットが覆いかぶさっていること、また、1階の男子トイレの手すりが一番奥に設置されていることがいつも疑問に思っております。

以前、庁舎の点字ブロックについて一般質問をさせていただきましたが、バリアフリー対策を積極的に行わなければならぬ病院があらゆる人に対して優しくないようになります。今後の対応についてお伺

いいたします。

二つ目、手話を含む意思疎通支援の考え方について。

意思疎通には様々な方法、手段がありますが、耳の聞こえない方には手話や筆談などがあり、目の不自由な方には点字があります。障がいのある全ての人を対象に、特性に応じたコミュニケーションの手段を充実させ、町民の方にも理解をしてもらい、障がい者にも健常者にも平等に日常生活を過ごしていただけるようにしていくために、今後における意思疎通の支援の考え方について伺います。

次は、大きな3点目であります。

防災・減災対策について。

冬季における福祉避難所の考え方についてであります。

本年1月1日、能登半島地震が発生し、今なお、多くの方が避難所で生活をされており、自然災害の恐ろしさを改めて認識したところであります。また、本年1月23日から、爆弾低気圧の影響によりオホーツク海側でも吹雪に見舞われましたが、人工透析を受けている方や、基礎疾患など障がいのある方の福祉避難所における受け入れ体制はどのようにになっているのかをお伺いいたします。

また、事前に天候が悪くなると予想され、実際に人工透析を受けている方が家から出られないような場合、病院に一時入院させるなどの措置ができないのか、併せてお伺いいたします。

以上、大きく3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 藤原議員の御質問に答弁いたします。

選挙支援につきましては、選挙管理委員会から答弁させていただきます。

初めに、理的配慮について。

1点目の国保病院における理的配慮についてであります。これまで、耳の不自

由な方が来院され、当院のソーシャルワーカーが筆談により対応したケースや、手話通訳者と一緒に来院されたケースがあり、事前に連絡を受け、対応させていただいた経過がございます。

町においては、令和元年12月から遠隔手話通訳サービスを開始しておりますが、現在は病院において利用できる体制にはなっていないことから、今後、関係機関・団体と連携し、対応が可能となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ヘルプカードにつきましても、町で配布しているカードについての院内掲示やリーフレット配置などで周知するとともに、院内の利用についてもPRしてまいります。

車椅子利用の方に対する院内掲示の配慮についてありますが、日本建築学会の建築設計資料によると、立位の利用者と、車椅子利用者が共通に見やすい範囲として、双方の視点の中間である135センチメートル程度と考えるのが適当とされており、現在の掲示物は比較すると位置が高い状態にあり、できるだけ低い位置への掲示に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、バリアフリー対策についてありますが、院内に設置している点字ブロックの一部につきましては、これまで、点字ブロックを覆うようにカーペットを設置しておりました。雨天や降雪時の高齢者の転倒防止や歩行器を利用する方の転倒防止対策のため、そのように対応してまいりましたが、今年度、歩行器を更新したことにより、転倒の不安が緩和されていることから、今後、点字ブロックを利用することができるよう、カーペットの配置を変更してまいります。

1階男子トイレの小便器に設置している手すりについてありますが、小便器の反対側には大便器の個室があり、個室ドアの開閉時は小便器までの距離が80センチメートル程度と限られたスペースであること

から、つえを使用する方がゆっくり安心して利用いただけるよう、一番奥に設置しているものであります。しかしながら、現在設置されている手すりは年数も経過しているため、設置位置を含め、更新を検討してまいります。

今後も病院を利用いただく全ての患者様が安心して利用できるよう取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の手話を含む意思疎通の支援の考え方についてでありますが、本町では、平成18年度より、美幌町意思疎通支援事業により、社会生活上必要な場面において手話通訳者を派遣する事業を実施するとともに、タブレットを利用した遠隔手話通訳サービス事業についても、公益社団法人北海道ろうあ連盟に委託し、実施しているところであります。

本年4月1日から義務化されます合理的配慮の提供は、障がいのある方もない方も相互に認め合い、共生社会の実現を目的としておりますが、この理念は、従来からノーマライゼーション、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の考えを基に実施されてきましたものであります。

今後におきましても、関係団体との意見交換、先進地等の事例等を参考にしつつ、障がいをお持ちの方々が意思疎通を円滑に行うことができるツールやその活用方法など、共生社会の実現に向けて取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、防災・減災対策について。

冬期における福祉避難所の考え方についてですが、町では、協定に基づき、特別養護老人ホーム緑の苑、あさひデイサービスセンター、介護老人保健施設アメニティ美幌の3施設を福祉避難所としております。福祉避難所につきましては、福祉施設や医療機関に入所または入院するに至らない在宅の高齢者や障がい者、乳幼児などで、一般の避難所生活において何らかの特別な配

慮を必要とする方を受入れ対象としております。

御質問の受入体制でありますと、福祉避難所開設の必要が生じた場合は、町から施設へ開設要請を行い、開設後は施設の職員により避難者の介護や生活に必要な援助を行っていただくこととしております。これまで、町では、福祉避難所の開設を依頼した実績はありませんが、施設の担当者とは随時、情報共有を図っており、また、避難者用のベッドや車椅子などを町で購入し、各施設にお預けしているため、迅速な初期対応は可能であると考えております。

今後におきましても、各施設と連携した中で対応を図ってまいります。

次に、悪天候時的人工透析患者への対応についてでありますと、現在、当院における人工透析患者数は、美幌町57名、大空町女満別4名、大空町東藻琴4名、津別町9名、北見市端野1名の計75名となっており、遠方から通院されている方につきましては、当院の透析室からの連絡または御本人からの申出により健康状態を把握した上で、医師の判断により、透析実施日の前倒し、または翌日に延期するなどの対応を行っているところであります。そのため、事前の一時入院は想定しておりませんが、透析実施後に道路機能が麻痺し、帰宅困難となる場合は、当院内宿泊の対応があり得るを考えているところであります。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（早田眞二君）

〔登壇〕 藤原議員の質問に答弁をさせていただきます。

1点目の選挙投票率向上対策についてでありますと、昨年の4月、北海道知事選挙では、投票総数7,713名、投票率は49.44%と、初めて投票率が50%を下回る状況となりました。

御指摘の全国のいろいろな工夫についてですが、期日前投票制度は、選挙期日に仕事や用務などがあると見込まれるとき、もしくは、疾病や負傷、身体の故障など、歩行が困難である場合など、選挙期日前であっても投票期日と同様に投票ができる制度でございます。そのため、期日前投票所は、医療機関への通院や商業施設などへの買物の際に併せて利用しやすい環境となっております。また、役場に常設する期日前投票所以外にも、投票所に必要な投票管理者及び投票立会人の選任を自治会から協力をいただき、投票期日が近づいた際に期日前投票所を増設し、混雑緩和に努めております。これらの取組により、昨年の北海道知事選挙では、投票者の約40%に期日前投票を利用していただいております。

今後の投票率向上の対策についてでありますと、投票率低下には様々な要因が絡み合っているものと推察しておりますが、特に啓発活動に取り組みたいと考えております。

また、新たな期日前投票所の考えについては、他の自治体の取組例もございますので、本町において何ができるか、研究をしてまいります。

次に、選挙支援カードの導入でありますと、本町では、投票所に従事する職員を対象に選挙ごとに事務打合せ会議を開催し、代理投票や歩行の支援が必要な選挙人に対して、選挙支援カードと同様の取組を投票所に従事する職員が積極的に声をかけて、実際に取り組んでいるところでございます。

御質問の投票お助けカード、並びに投票入場整理券へのQRコードの表示などにつきましては、実施団体の状況等を調査の上、判断をしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） それでは、順次、再質問をさせていただきたいと思います。

今、答弁していただいたばかりですけれども、選管から再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の投票率向上についてからであります。

期日前投票は有効な投票率向上につながる制度だと思っております。令和4年7月10日、参議院選挙の期日前投票所は、東町集会室、瑞治地区農業作業準備休憩施設、都橋地区構造改善センター、ひなみ地域センター、青稻地区ふれあい会館、古梅総合センター、南集会室が午後2時から5時まで開かれておりました。また、美富集会室は午前10時から午後4時までで8か所増設していただきました。役場を含めると9か所ありました。また、令和5年4月、知事選、道議会選挙の期日前投票所は東町集会室とみなみまち集会室の2か所のみ、役場を含めて3か所ありました。

以前の役場のみの期日前に比べたら、投票所が増えることにより投票行動につながると感じますが、職員や立会人の配置だったり、公示、告示の期間の違いはあるかもしれませんが、期日前投票所が減った理由をお教えいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木 齊君） 御答弁申し上げます。

期日前投票につきましては、今、議員から指摘がありましたように、令和3年の衆議院選挙のときに8か所ございましたが、昨年の町長、北海道知事選挙ときには2か所となっております。

その理由につきましては、新型コロナの感染が広がっておりまして、密を避けるということで、令和3年の衆議院議員選挙から投票所が10か所に統廃合になって減少

したのですが、農村地区も含めて8か所設置したところでございます。

令和5年に2か所になったのは、投票所をつくるということはやぶさかではないのですけれども、一番大事なことは、どんな投票所であっても投票管理者、投票立会人が必要だということです。これは、美幌町に限らず、今、どこでも担い手が足りなくて、農村地区も平成31年の統一地方選挙までは、町全体で16か所の投票所がございました。これが10か所になったというのは、実は、投票施設の狭隘化や選挙人の減少ももちろんあるとは思うのですけれども、投票立会人を選任できないという事情も少なからずございます。そんな中で、新型コロナのときは8か所設置することができたのですが、昨年につきましては、投票立会人等が確保できないことで2か所に減少したということでございます。

期日前投票につきましては、議員からあったように、有効なという部分で言うと、平成16年度に制度ができまして、当時は、委員長の答弁にあったように、投票のために外出するのではなくて、例えば、医療機関に行くとか、買物に行くとか、そのように外出したときに気軽に投票できるようについて、投票所の時間も必ず1か所は繰上げをしないで午後8時までは開けなさいという法律の下に開設しております。

そういう部分で言うと、美幌町につきましては、昨年の北海道知事選挙におきましても、期日前投票の投票率というのは非常に高くなっています、利用が多くなっています。そういう意味では、ある一定の成果はあると考えておりますが、投票所の環境整備というのか、投票の環境整備という議員がおっしゃる部分につきましては、まさに議員がおっしゃるとおり、いいことはどんどんやっていく必要があると思います。相手もある話なので、これができますよとか、あそこのまちでやっていますから

美幌でも大丈夫ですよとお答えすることはできませんが、やっている実施例などは、いろいろな選挙の情報の中から得て、研究をしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 立会人のこととか人材の確保とか、本当に難しい部分ではあると思うのですけれども、前回の知事選のときに、今回、美富集会室はどうしてないのかという意見がいっぱいあったのは確かです。先ほど言ったように、今まで美富集会室は朝から晩まで開いていたのが今回はなかった。そして、投票所はすごく遠い、美富集会室は団地ということで、やはり便利だったのだよねという声も聞こえたものですから、どうして減ったのかと思っていました。

今回は知事選だけだったのでいいのですが、期日前投票などで投票率を上げるというのはすごく重要な部分だと思うのです。

答弁の中で、医療機関の通院や商業施設などの買物に併せてというお話がありました。私の知る限りでは、商業施設の期日前投票というのは今までなかったと思うのですけれども、ありましたか。

入院患者の方の投票というのは私も知っているのですが、投票率が下がった分、商業施設の投票所は有効だと思うのですけれども、今後、例えばスーパーマーケットなどの商業施設での期日前投票をどう考えているのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木 齊君） 御答弁申し上げます。

私の説明が足りなくて申し訳なかったのですけれども、期日前投票制度が始まったときに、買物に出かけたよとか、病院に行

ったよというときに併せて投票しやすい環境ということで言わせていただきましたので、申し訳なかったと思います。

今ありましたように、商業施設に投票所をつくっている自治体がございます。それ以外にも、教育施設とかいろいろつくっているところがあります。それが美幌町に合うのかどうかです。もちろん、相手がいる話なので、研究の段階ではあることを御理解いただきたいのですけれども、都市部ではやれているところがあつて、町村部ではほとんどやれていない現状もあります。そういうところを調べながら、もしこれができるれば有効であるというか、利便性があるというのを議員と同じ考え方だと思うのですが、相手もある話ですし、スペースの問題もありますので、その先の踏み込んだことへの答弁は差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 商業施設の中に投票所を設けるというのは、確かに場所の確保が難しいと思います。ですが、今まで、コロナのPCR検査場のハウスとかがあつたと思います。例えば、ああいうハウスを駐車場の一画に置かせていただいて、そこに期日前投票所を設けるとか、マイクロバスとかハイエースだとかで期日前投票所をやっている自治体も全国にはあります。今後、そういう考え方も併せて研究していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、投票率向上対策についてです。

特に啓発活動に取り組みたいと考えているという答弁もいただきました。

昨年、高校生に向けての出前講座というか、高校生に向けて選挙投票について学ぶ機会をつくっていただいたことは私も存じ上げております。若年層の選挙投票行動というのはすごくいいことだと思っています

し、若い世代が選挙に行くということが今後の啓発活動につながっていくのだろうと思思います。

前回は高校生だったのですけれども、小学校とか中学校に向けてのこういう活動というのは、今後、検討がないのかだけをお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（早田眞二君） 全国的に若者の投票率が低く、本町も10代、20代の投票率が約20%、30代も約40%前後となっております。そのため、お話があったように、昨年の12月21日、美幌高校に協力を得て、高校生を対象に選挙啓発の取組、模擬投票などを実践いたしました。

これは初めての取組でありますが、私ども選挙管理委員会といたしましても、この取組を継続することで、若い世代に選挙を身近に感じていただきたいと考えております。さらには、啓発活動の対象範囲を小中学生や青年層などにも広げることで、今以上に若い世代に選挙への関心を持っていただきたいと考えております。

時間はかかるかもしれません、将来的な投票率の向上に向けて、啓発活動、主権者教育にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今後、若年層の選挙に対する考え方というか、教育をしていただけるということで、若者の投票率向上につながっていけばなと思っております。

特に、20代、30代というのはSNSの世代でありますて、今で言うXとかインスタグラムといった啓発活動も当然大事になってくると思っております。

そういうことについての発信力も若者世

代には大事になってくると思うのですけれども、そういう情報発信の今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木 齊君） 若者の情報発信のお話があつたのですけれども、昨年、高校に行ったとき、まず、選挙の投票という基本的なことが理解されていないなというのが正直な実感でした。

実は、学校でも生徒会の選挙をやっていました、それをベースに私たちも考えていましたのですけれども、今、学校によっては、立候補者がいなくて、複数の人が立候補して、どちらかを選ぶという投票になつてないところもございました。どちらかというと信任投票となっているらしいものですから、その中で、今、議員が言われたように、スマホを使って得る情報については非常に身近に感じている若年層ですので、そういうことも折り込みながら啓発活動ができればいいなと考えております。

ただ、具体的にはまだ詳細が決まっていませんし、委員会でも協議しておりませんので、そちらについてはお答えできませんが、考え方としては同じような方向を向いていると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 現在、国会議員の先生方のお金の問題で政治離れというのがすごく進んでいると思います。我々も含めてだと思うのですけれども、政治に対する不信がすごくあると思うのです。そういうことも含めて、選挙管理委員会に全部押しつけるわけではないのですけれども、投票しやすい環境というのを町民の方と意見交換をしながら、選挙管理委員会としての新しい施策を望みたいと思っております。

次に、支援カードについて質問させてい

ただきたいと思います。

5年前より、札幌市では、障がいのある人がスムーズに投票できるよう、必要な支援を事前に記入できる選挙支援カードを導入しております。当事者の声をきっかけにつくられた一票をつなぐ支援カードで、大きさはA4判でカードと言うには少し大きいサイズなのですけれども、三つについて質問が書かれております。

まず、会話ができる、メモができる、指差しができるのどれかに丸をしていきます。次に、投票所内の道案内が必要か、自分で投票用紙に書くことができるかという質問に、それぞれ「はい」か「いいえ」で答えます。最初の質問ではどのようなコミュニケーション方法がよいかを伝え、次の質問では付添いが必要かの意思表示、最後の質問で代理投票を希望するかどうかを伝えられるようになっております。

札幌市の選挙支援カードの導入は、知的障がいのある子供と家族を支援する札幌市手をつなぐ育成会の提案で始まっております。支援は人それぞれでありますけれども、パニックにならないためにもこのような選挙支援が大事ではないかと思います。ごく僅か、少数ではあるかもしれませんけれども、選挙に携わる職員に共通したものがあれば、より分かりやすい支援につながると思いますし、答弁では、職員を対象に、選挙ごとに事務打合せ会議を開催し、選挙支援カードと同様の取組をしているということでありました。声かけも必要だとは思いますが、先ほども述べたように、支援される側には声をかけられるだけでパニックになるような方もおられます。声をあまりかけてほしくない人もいると思うのですけれども、支援カードとかコミュニケーションボードのようなものがあれば投票しやすいという方も当然いると思っております。

この導入に向けての考えについて、再度お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木 齊君） 御答弁申し上げます。

委員長からも答弁がありましたけれども、選挙人に対する投票所におけるサポートにつきましては、従事されている町職員が毎回丁寧に取り組んでいるところでございます。

御指摘いただきました投票お助けカードにつきましては、特に御要望はいただいていないのですけれども、ほかの自治体で実施している例がありますし、そういうところにいろいろとお話を聞いております。

美幌町においても、どのようにこれが導入できるかというところまでは詰めてはいませんが、実施しているところの幾つかに話を聞きながら、それを参考に考えていくことにつきましては否定しているものではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 本当にいろいろな選挙支援の方法というのはあると思います。今、答弁いただいたように、全国にもいろいろな支援方法があり、選挙のためにと言ったらおかしいですけれども、支援方法が広がっておりますので、そういうことを参考にしながら研究していただきたいと思います。

今、札幌市を例にしましたけれども、先ほど言ったような車での移動の投票所や支援の方法もありますので、次の選挙までに結論が出るかどうか分かりませんが、できるだけ早い時期にこの問題を解決していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきたいと思います。

合理的配慮についてであります。

国保病院の合理的配慮については、私が

聞いている範囲で、耳の不自由な方で会計をいつ呼ばれたか分からぬという方から要望をいただき、近隣の知り合いの市議会議員からヒントを得て「私は耳が不自由です、会計は呼びに来てください」「肩をたたいてください」という名刺サイズのカードをつくらせていただきました。また、会計時にはマスクを外して大きな口で説明してくださいと記載したカードを個人的に作成し、お渡しさせていただき、大変喜んでいただきました。

コロナ禍において購入した呼出しベルというものがあると思うのですけれども、現在、呼出しベルはどのように使用されているのかをお伺いしたいと思います。もしこれがあれば、呼び出したということを本人が分かると思うのですけれども、その辺について御説明いただければと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。  
○病院事務長（但馬憲司君） 御答弁申し上げます。

呼出しベルは、コロナの感染が広がっているときの患者さんの呼出し用ということで導入した経緯はございます。ただ、導入はしたのですが、その後、検査自体のやり方をドライブスルーという方式に切り替えております。院内でお待ちいただくというよりは、車で来ていただいて、救急外来の入り口でドライブスルー方式で検体を採取して検査するという方法に切り替えておりますので、現在は呼出しベルの使用はしていない状況です。

呼出しベルの活用方法としては、確かにお話しいただいた活用方法があるかなと思っておりますので、活用について検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 私からなのですけれども、中途難聴の方ならまだ口の動きとかで何とか分かるのです。もともと耳の聞こえない方というのは、声を発することが

できないのです。なので、何を言わわれているのか、本当に分からぬという現状にあるのです。

多分、病院側の配慮だと思うのですけれども、そういう方は、患者のカルテとかを見たら分かると思うのです。耳が聞こえない人ですねとか、この方はどういう症状ですねということが分かると思うのです。

そういうことも踏まえてですけれども、今回の答弁で、ヘルプマークとかが院内の掲示物やリーフレットとかに貼り出すという答弁をいただきました。でも、先ほど言ったように、病院側はカルテを見れば、この方はどういう症状でどういう方だとか、障害者手帳をお持ちだとか、分かると思うのです。そういう方を呼出しするときに、先ほどの呼出しベルもあるのですけれども、掲示をしなくとも、ヘルプカードとかヘルプマークの配付は病院側でできるのではないかと思うのです。提示しなくともです。

今後、ちょっと一手間かもしれませんけれども、国保病院の事務の方がヘルプマークとかヘルプカードの作成はできないものかと思うのですけれども、どのようなお考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。  
○病院事務長（但馬憲司君） 御答弁申し上げます。

ヘルプカードですね。実は、病院の中でも、今回の件を受けて、ヘルプカードなるものができないか、検討はさせていただいております。

お話がありましたとおり、カルテを見るとその方の状況が記載されていることがありますし、あらかじめその方のお顔なども把握しておりますので、その方を見かけたときは声をかけるという流れにもなっております。

そういう配慮は看護師が積極的に行っておりますので、逆に、ヘルプカードをつく

るとすれば新たな来院者ということになりますので、そういった方については、せっかく町でヘルプカードなるものをつくるついて、制度がございますから、そちらを事前に御利用いただくか、ヘルプマークという全国的なものを携帯していただきたいと考えています。そういったことの掲示、もしくは町が用意しているヘルプカードの活用についてPRをしていきたいということございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 先ほど再質問のときに話をさせていただいた方から、会計のときに本当に呼出しが分からぬという話を聞きました。その方いわく、看護師は私のことを分かってくれているし、お医者さんも分かってくれているけれども、会計の人が分からぬという御意見でした。ですから、カルテにそういう名刺サイズのものを挟んでみてはどうかという話をさせていただいて、その後、どう使われているのか、私も確認していませんけれども、そういうことがありますので、会計の方も、会計のときなどに顔と一致するように教育していただければと思います。よろしくお願ひします。

次に、手話通訳者の派遣についてであります。

事前に連絡を受けて対応しているとの答弁であります。

質問させていただいたように、突発的に家族の入院とか、救急搬送されたときに、当然、手話通訳者は間に合わぬ状況でありますので、手話サークルの人に頼んだのだと思います。

今は便利な世の中になり、携帯一つあれば、電話リレーサービスとか、スマホに話しかければ素早く文字変換するという機能もあります。

電話リレーサービスというのは本人の負担がすごく大きいもので、インターネット

で調べた情報ですけれども、1分当たり44円かかるということあります。この電話リレーサービスも含めてなのですけれども、手話というのは、普通の会話に比べてワンテンポ置くのすごく時間がかかるのも当然で、1回当たりの通話料も莫大になるという話も伺っております。

次の質問にも関連するのですけれども、先ほどの手話通訳者やソーシャルワーカーの筆談のほかに、病院での意思疎通の方法というのは、現在どのように行われているのか、お伺いしたいと思います。

また、先ほど選挙のことでも言ったのですけれども、コミュニケーションボードの活用も有効ではないかと思うのですが、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御答弁申し上げます。

町長からの答弁にもございましたとおり、事前に連絡のある方については、その方に配慮して対応することができるのですが、突発的なケースですね。こちらはあまり経験がないのですが、そういった方については、先ほどおっしゃっていたとおり、あらかじめ自分で、スマホに語りかけると文字変換されるといったソフトを導入されていると思っていますし、筆談も有効に活用できると思っておりますので、ケース・バイ・ケースで対応しているという状況かと思ってございます。

また、町長の答弁にもございましたけれども、北海道の遠隔手話通訳サービスがせっかく町にあるのですが、病院で使えないという状況がありました。それは、サービスを提供している関係団体とお話をさせていただきながら、使える形を取れると思っておりますので、そういった手段を組み合わせながら対応していきたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 遠隔手話通訳サービスは有効ですけれども、今、役場の庁舎だけにあってなかなか扱えない状況もあるものですから、病院でも有効に使えるようにしていただければと思います。

また、遠隔手話通訳サービスですけれども、この間、この方のお母さんが亡くなつたときに、葬儀場でも大変困ったというお話を聞いております。これは、民間でも貸し出せないのかどうか、答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁申し上げます。

現在の契約上は、時間数が限られている部分もございますけれども、あくまでも庁舎内でタブレット端末を使って、回線を使って、手話通訳者の方と画面越しにやり取りをするようになっております。

先日、ろうあ連盟にもお話を聞いたところ、向こうのオペレーターにも人数の限りがあるということもありますので、もし事前に日程が決まっていれば、遠隔手話通訳サービスはもちろん有効に使うべきだと思うのですけれども、やはり対面方式でやつたほうが確実に伝わるということもあります。現在の運用といたしましては、遠隔手話通訳サービスを使いながら、事前に予定が分かっているものについては、手話通訳者を派遣する事業を今後も継続してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） この質問は、次の手話を含む意思疎通の考えにあるので、もう一回、最後に聞きたいと思います。

次に、車椅子の人の合理的配慮、掲示板について、今後改善をしていただけると理解いたしました。

高さの関係もあると思うのですけれども、掲示板について、文字を少し大きくす

るという工夫も必要かと思いますが、今後の対応についてどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御答弁申し上げます。

確かに、必要な情報を限られたスペースでお伝えするということになると、どうしても文字が小さくなる傾向がございますが、合理的配慮ということで、特に病院としてお知らせすべきことがありますので、皆さんを見て分かりやすく理解できるものに、順次、見直していきたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 次に、車椅子の方のことですけれども、病院での会計時のカウンターの高さがかなり高いというお声もいただいております。また、初診のときに使用する記載台は車椅子の方に対応していないと思うのです。そういうことも含めて、今後、どのように対応されるのか。

また、薬局に送るファックスもすごく高い位置にあって、車椅子の方は利用できないと思うのです。こちらは職員がファックスを送っているのを見ているので、この辺の対応は大丈夫だと思うのですけれども、この記載台の関係と、車椅子とは関係ないのでけれども、診察待合室の椅子の高さについて、人によって低いほうがいい、高いほうがいいという人がいるようです。それぞれ足の状況も違うので、この辺の椅子の高さの変更や、また、立ち上がるときに手すりが欲しいというお声もいただいております。診察室の前の長椅子の話ですが、一つの場所でいいので、手すりを設けられないのかということを合理的配慮の中で、病院でどのように考えているのかだけ、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御答弁申し

上げます。

診察室の前の待合のところに手すりがあればというお話ですが、考えられる方法とすれば、床からの固定の手すりはなかなか難しいと思っておりますので、手すりがついた椅子のようなものを設置するという対応が考えられないかということになろうかと思います。

病院の施設も古いものが多く設置されてございますので、その見直しも含めて、そういった配慮ができないかどうかについては考えていただきたいと思ってございます。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 病院のバリアフリー対策、点字ブロックの改善についてです。

3月1日、私が通院させていただいたときにはマットがありました。昨日、社協でやっている移送サービスで行ったときに、マットが外されて、点字ブロックがあらわになつたので、すぐに改善していただいたのだなと感謝を申し上げます。

1階のトイレについても、設置位置の変更を今後検討していただけるとの答弁でした。バリアフリー対策を一番先に考えなければいけない病院でありますので、この辺もしっかりと進めていただければと思います。よろしくお願ひします。

今後、患者さんと接点がある看護師とかお医者さん、職員を含めて、バリアフリー対策の改善のための意見交換などをしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、手話を含む意思疎通の支援の考えについて質問させていただきたいと思います。

第2期美幌町障がい者計画、平成29年度から38年度、令和8年度までのコミュニケーションの推進についてお伺いしたいと思います。

この中に、視覚障がい、聴覚障がい、盲

ろう者等の項目があります。聴覚障がい者支援では「点字奉仕員、朗読奉仕員の確保に努めます」、聴覚障がい者の支援では「手話通訳者、要約筆記者の確保に努めます」、盲ろう者の支援では「ALS患者などの重度の言語機能障がい者のコミュニケーションを確保するため、意思伝達装置などの日常生活用具を推進します。失語症や構音障がいなどの言語障がい、知的障がい、自閉症などの周囲とのコミュニケーションが困難な人に支援を努めます」とあります。

第2期障がい者計画におけるコミュニケーションの推進というのは、現在までどのように進められてきたのか、また、今後どのように支援を拡充するかについてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁申し上げます。

今、議員からお話がありましたとおり、視覚障がいをお持ちの方、聴覚障がいをお持ちの方、様々な方が窓口で手続をされたりする機会がございます。

繰り返しになりますけれども、聴覚障がいをお持ちの方につきましては、先ほどの答弁と重複しますが、現在、遠隔手話通話サービスを使いながら、手話通訳者を派遣するなどの事業を行っております。

また、地域生活支援事業の中で、日常生活用具ということで、例えば、目の障がいをお持ちの方とか耳の障がいをお持ちの方につきましては、日常生活用具の扶助、支給をこちらでも行っているところであります。

計画の中では、障がいのある方に、その計画の中のキーワードといいますか、住みよく障がいのある方が長く美幌に住めるようにということをテーマとしている計画でありますので、様々な支援を現在も行っているところでありますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 昨年、手話サークルと教育委員会社会教育課で手話講習会を3回開かせていただきました。明和大学においても手話講習会を開催することができました。

手話を学びたいという方が町内にも増えており、病院も含めですけれども、福祉部の方とかに来ていただいて、意思疎通について勉強していただければと思っておりました。

教育委員会社会教育課だけではなくて、障がい者計画をうたっている所管の部局の福祉部も参加できなかつたのかというか、現実にされませんでした。福祉部の中に障がい者担当の方がいると思うのですけれども、障がい者担当の方は手話に興味がないのか、また、今後の教育委員会と福祉部の連携についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 様々な会合に積極的に参加したいと考えています。興味があるとかないということについては、当然、福祉に携わっている者ですから、その分野への興味と言うと語弊があるかもしれませんけれども、関心があります。

また、教育委員会との連携につきましても、相互に連携を取り合いながら、障がいに限らず、児童福祉についても横のつながりを持ちながらやっています。

よろしくお願ひします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 前回は手話言語条例の制定と言いましたけれども、今後、意思疎通支援条例のことも含めて検討していただければと思います。

次に、冬期における福祉避難所についてお伺いしたいと思います。

吹雪における透析を受けられる方に対し

て質問いたしましたけれども、令和4年9月に個別避難所計画について質問させていただきました。そのときに、避難支援者として管理しているのは734名と答弁されております。月日がたっているので増減はあると思いますが、この734名に先ほどの透析を受けられている美幌町の57名という方は含まれているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 危機対策課長。

○危機対策課長（多田敏明君） 御答弁申し上げます。

大変申し訳ありませんけれども、その資料につきましては、今、手持ちがございませんので、後ほどお調べしてお答えしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） ゼひ後で資料をお願いします。

次に、福祉避難所の協定についてあります。

先ほどの答弁で、特別養護老人ホーム緑の苑、あさひデイサービスセンター、介護老人保健施設アメニティ美幌の3施設という答弁がありました。

この3か所に、避難者用のベッド、車椅子を施設に預けているということなのですけれども、各施設への配置数を教えていただきたいのと、配置されているベッドは現在どのように保管されているのか、また、使用されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 危機対策課長。

○危機対策課長（多田敏明君） 福祉避難所の備蓄品の関係ですけれども、詳細を申し上げます。

まず、緑の苑につきましては、簡易ベッドが100台、歩行器につきましては、種類がありますけれども6台、歩行補助杖が4点、介護者用のエアマットが3台、車椅子は種類がありますけれども全部で11

台、ストレッチャーが1台、それから、バルーンタイプの照明が2機、電工ドラムが一つとなっております。

それから、アメニティ美幌でありますけれども、簡易ベッドが30台、折り畳みベッドが3台、歩行器につきましては11台、車椅子、こちらも種類がありますけれども、合わせて8台、移乗ボードが1台、車椅子が1台、ストレッチャーが1台、灯油ストーブが10台、灯油のポリタンクが2個、LEDランタンが14個となっております。

以上です。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今年、1月に起きた能登半島地震でも、福祉避難所に行きたくても行けないとかという報告が新聞報道がありました。

美幌は、幸いにも災害が少ない地域であります。今後、千島海溝の地震が予想されますが、美幌町でもある程度の被害が出ると想定されております。先ほどの町長の町政執行方針でも避難所の関係も言っておりますので、しっかりと対策をよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん的一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

### ◎延会の議決

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

---

### ◎延会宣告

○議長（戸澤義典君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後 5時30分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員